【エッセイ・提言】 下山房雄

入る運びになりました。

友人のみなさんへ(BCC 送付)神奈川地域最賃を1000円以上にせよ、と訴

門前払 局長の最賃金額決定は立法行為に準ずるもので、訴訟で争える行政処分ではない が神奈川労連のイニシアで昨年夏に横浜地裁で起こされました。 最賃の大幅引き上げがあると考え、神奈川地域最賃を1000円以上にせよとの訴 いう中間判決を請求することはしない、と裁判所に通告することで、実質的な審議に 新自由主義の嵐によって深まり拡がる貧困、それに対する有効な政策の一つに法定 いにせよと裁判所に要求してきました。しかし今年2月6日に、 被告の国側 国 側 は、 いから 労働

容で裁判闘争を闘おうとしています。皆さまに、このサポーターになることを改めて

訴えるものです。

サポーターは、

主に神奈川労連加盟組合のタテ線で組織されてきま

ター1000名の目標未達分(原告あと17名、サポーターあと271名)

この本格的な法廷闘争のスタートに当たって、

原告側は

原告10

Ŏ 名**、**

裁

判サ

ポ

を埋めた陣

したが、市民的ネットワークでも参加を募るべきだと考えて、お願い致します。 関

連情報サイト:http://kanarou.blog.fc2.com/blog-category-6.html 参加の実務は私が代行します。参加される方は、このメールに匿名希望 or 氏名等

公表可の情報も添えて返信を下さい。

まえ 無料で(〒民営化の庶民にとっての唯一のメリット)送れます。 参加費1000円×Nの金額は、私の郵貯口座(記号 10140 番号 13918951 シモヤマフサオ)に送金願います。 郵便局の機械で、あなたの郵貯口座から な

に深い関心をお持ちの方の積極的対応をお願いします。 資料室」への拠金関連の資料も送付いたします。松川事件あるいは大学の社会貢献 なお併せて、日本国民救援会神奈川本部の線で行おうとしている福島大学「松川

http://www.matsukawajiken.com/foundation/

(2012.4.14)

「NPO かながわ総研「研究と資料」№169—2011 年 12 月刊—26 頁】

神奈川 最賃千円以上!裁判 傍聴記(一)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

売り手・買い手相互間、そしてそれぞれの内部相互の市場三面競争が、市場当事者の努力工夫を促して、良い結果を得るのは、各当事者がドングリの背比べ的な状況にあるときに限る。資本主義の出発時には、そういう状況がかなり普遍的で、封建的規制や前期的独占を排除して自由競争を促すのは歴史進歩的だった。これが古典的自由主義の立ち位置だ。現代の新自由主義は、巨大独占(多くは他国本土の多国籍企業)と自営業小営業という初めから勝敗のわかっている競争を煽って、前者の勝利、後者の敗北を決定的姿でもたらし、庶民の営業破壊そして生活破壊をもたらす。労働市場では、古典的資本主義の時代から売り手不利、買い手有利の構造であり、この構造を労資対等に変える社会的営為が団結一交渉一争議を基軸とする労働組合制度 trade unionismであり、国家の社会政策であった。賃金について言えば、団体=労働組合を通ずるつまり社会的協約賃金による労働力販売、それと国家による法定最低賃金規制つまり最低賃金制が、自由市場による賃金決定よりも賃金水準を高める装置である。自由な労働市場における低賃金、労働者保護的な組合規制あるいは国家規制による多少の高賃金、どちらの実現が歴史進歩的でありかつ民主的なことかといえば、もちろん後者である。後者への肩入れという立場をはっきりさせながら、私が研究活動を行い、その普及活動をやってきた所以だ。

1960年代、私が横国大教員に成る前だと思う。私は、労働科学研究所で働いていたが、そこでの研究室の長が岩波新書「最低賃金制」の著者でもあった藤本武先生であり、私が先生の代参で各地の労働組合に講演に行くことは稀ではなかった。その講演先の一つが、三瀬委員長(故人)・増田書記長(現日中友好協会神奈川支部長)の全国一般神奈川であった。当時のナショナルセンター=総評はその賃金綱領に「全国一律最賃制」を掲げていたが、その制度闘争の実働部隊は中小零細企業の労働者つまり労働市場二重構造の底辺部分を組織していた全金や全国一般という単産傘下の諸組織であった。

盛衰の波は当然あるわけだが、その後続いた最賃制実現と改良の要求運動、それに対応して行われたあるいは欺瞞的な(典型:1959年のニセ最賃制)あるいは多少は身のある改良の変遷ののち、現在は2007年の最賃法改正により新設された9条3項の「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」との規定の実効化が一つの焦点になってきている。この脈絡のもと、本誌前々号の福田裕行論文「The Making of 最賃裁判」に経緯が生き生きと描かれているように、神奈川最賃を千円以上に決定するよう労働局長に求める行政裁判が神奈川労連イニシアで起こされた。これを支援する意味で、私は裁判毎回傍聴と決意し、9月26日の第1回裁判の横浜地裁101号法廷約70席を埋めた傍聴人の一人となった。

まず、原告 68 名から二人の切実な陳述。「女手一つで 3 人の子を育てる」のに収入が少なくて「悔しくて、夜中、河原で一人、大声で叫んだ」鈴木さん、今年 2 月の手取りが 14 万円を切ってしまったタクシー運転手の平野さん。それから、厚労省が行っている最賃と生保基準の比較技法の五つの誤りを指摘する田淵弁護士の各論的弁論、ついで、わが国法定最賃水準の国際的貧困、生活保護基準を満たさぬ状況を指摘する大川弁護士の総括的弁論、が為された。被告=国側は「本件訴えを却下するとの判決を求める」と、理由も示さずに言う異例の対応であった。次回 11 月 28 日の法廷でその理由が示されるのか?

[NPO かながわ総研「研究と資料」№169—2011 年 12 月刊—27 頁]

神奈川 最賃千円以上!裁判 傍聴記(二)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

2011年11月28日、第二回裁判が横浜地裁502号法廷で開かれた。傍聴席定員48名で前回より小さい法廷。抽選締め切りの13:40に49名が並んで1名外れとなったほか、開廷二時前後に到着の人々10人前後が入れなかった。次回(2012年1月23日午前10時開廷)は原告側の要求が容れられて101号法廷。今回はまず川崎のタクシー運転手渡邉さんが原告陳述を行った。今年1月から「働きながら生活保護を受けて」いる有り様を、手取り月10万円の中で、電話は固定も携帯も解約、新聞2紙購読取りやめ、散髪は自分で切るか見習理容師に無料でやってもらうなど具体的に述べた陳述である。昨年10-12月月平均174時間勤務で時給850円であり「働いても食えないという現状に疑問を抱き」原告となり、この日の陳述を「裁判官には、この苦しい状況をどうか十分に理解いただき、最低賃金を引き上げる判決を出して欲しい」の言葉で結んだわけである。

前回裁判で、被告=国側が理由も示さず「本件訴えを却下する」と求める「答弁書」を 提出していることに原告側がきつく抗議し、「原告適格性に欠けるとかの理由?」といった 助言(?)を被告に行った裁判長の<第二回裁判一週間前に理由を示した「準備書面」を 提出せよ>との指揮が行われた。その指揮に従って提出された16頁の被告側「準備書面 (1) は、裁判長の薦めた(?)原告適格性の問題ではなくて、そもそも労働局長に最賃 千円への改定をせよと命ずる裁判は原告がどんな人であれ起こせないということを法的に 表現する「処分性が無い」という主張だ。それに対して原告側が一週間で作成した「準備 書面(1)第1 地域別最賃の改正決定について処分性を否定する被告の主張には全く理 由がない」を、竹中由重弁護士が読みあげた(被告側が「準備書面(1)」を読み上げるこ とはなく文書提出のみ。通例、こういう法廷の運びだとのこと)。私が要すれば<最賃決定 改訂の行政処分は、適用対象が不特定多数であって、不服の訴訟が行えない立法行為に実 質同じで処分性無しとしている被告は誤り。この行政処分は、国民の具体的権利義務に直 接影響を及ぼすもので抗告訴訟の対象となる行政の一般的処分>なので<被告の主張には 全く理由がない>との反論であった。「抗告訴訟」とは、私が持つ『有斐閣 新版 法律学 小辞典』によると「公権力の行使に関する不服の訴訟」のこと。刑事裁判と違って裁判を 「公判」と言わないことなど、今度の裁判傍聴で、色々法律のことを勉強させられる。

続いて鈴木麻子弁護士が読みあげた原告「準備書面(1)第2 憲法が保障する生存権、 勤労権を保障するためには、最低賃金を少なくとも時給 1000 円以上に引き上げる必要が ある」は、複雑な法的知識がなくとも理解できる弁論だった。最賃金額は「単に数値上生 活保護基準を下回らなければよいということではなく」「健康で文化的な最低限度の生活」 との憲法 25条の理念に従ったものでなくてはならずく生活保護が高すぎる一最賃水準に 引き下げよ>といった「議論は到底容認できない」との弁論である。その趣旨から、全労 連関連の地域労組と研究者の共同作業の成果『首都圏最低生計費試算報告書』(2008年)の 概要を紹介し、時給 1508 円あるいは 1345 円が必要と主張された。裁判後の報告集会で、 鈴木弁護士は、最賃適用除外などの乱暴な生保攻撃議論が為された行政刷新会議「政策仕 分け」を引いて、憲法理念重視の必要を説明された。労働科学研究所・藤本武先生主導で 行われた「最低生活費」の研究に拠って、憲法理念に従った朝日訴訟浅沼判決(1960年)が あった構図の再現が今度の裁判のわれわれの目的となってきているように私は感ずる。

「NPO かながわ総研「研究と資料」№170—2012 年 2 月刊—25 頁]

神奈川最賃千円裁判傍聴記(三)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

横浜地裁民事第一部担当(訴訟指揮の裁判長一佐村浩之,判決文起案の主任・右賠席一日下部克通,左賠席一小堀瑠生子)の神奈川最賃裁判第三回が、正月23日の午前に約40分、行われた。開廷20分前、傍聴席86名定員に傍聴希望53名で抽選は無し。開廷後も20名の空席があり「次回(2月27日11:30~)は我々の訴えが門前払いになるかどうかの中間決着の裁判でもあり、101号法廷いっぱいの傍聴動員を」との神奈川労連副議長福田裕行さんのアピールが裁判報告集会の場で為された所以である。

さて裁判は、原告森山さんの陳述と、<訴えを棄却せよ>との被告=国の門前払い請求 を巡る原告・被告・裁判長三者の息詰まるやりとりとの二つの部分から成った。

森山さんは、学童保育を二ヶ所掛け持ち(川崎: 時給 860 円だったのが公契約条例で 893 円 11年12月35時間就労、横浜: 時給 920円63時間就労)で約10万円月収の苦しい生活ぶりを、食費切り詰め、洋服費ゼロ、国民年金保険料不払い、さらには通信教育「スクーリングの日は仕事ができず、別途交通費等もかかりますから、目先の収入をとるか、教員になるという夢を実現するために、スクーリングに行くべきか」を悩むなど具体的に述べた上で、国側に「訴訟要件がどうのこうのと形式的なことばかり言うのではなく、早く実質的な中身の話しに入って下さい」、裁判所に「最低賃金を引き上げる判決を出してください」と訴えて結んだ。傍聴席から思わず遠慮がちな拍手、それを佐村裁判長が「法廷で音を立てるな」と制止する場面にもなった。

前回裁判陳述の原告渡邉さんは月収 10 万・生保受給だった。森山さんは、同じ月収 10 万だが、生保は不受給。「彼女」と結婚すると、病身の「彼女」がいま受けている生保 13 万円が森山さんの収入を理由に「打ち切られる」ので「結婚はできません」と森山さんは述べもし、現在苦しいだけではなくて、将来に希望が見えないというアピールもした。こうした庶民的訴えを判事たちはどう受け止めているのだろうか。

労働局長最賃金額決定命令は、立法行為(三権分立原則下の議会が持つ権限で、司法が違憲立法審査以外は口出しできないということか?)と同じで「処分性」が無く訴訟では争えないとの被告の主張は、原告「準備書面(1)」に反論する被告「準備書面(2)」提出で継続された。この被告「書面(2)」は、神奈川労連が傍聴者に事前配布する資料の中にあり、通読。これには被告への反論と併せ「裁判所の指摘を踏まえ、原告らが本件訴えの原告適格を欠くことについての主張を補充する」と冒頭に書かれている。しかしその補充主張は見当たらず。事後の「報告集会」解説で、原告不適格の補充主張をするとの冒頭文言を被告は急遽削除して書面を提出したとのこと。法廷での口頭やりとりでは国側弁護士が、最賃千円に個々の原告の「法律で保護さるべき利益」があるかどうかは不詳などと述べたが、裁判長に<最賃が上がって原告賃金が上がれば具体的利益でしょ>といなされた。

「処分性」が無いので訴えを棄却せよと主張している国側なのだが、その論点での裁判所の判断を中間判決として求めるのかというとそうでもなく(「処分性」ありとなれば全国各地で訴訟がおき、無しならば高裁控訴で原告はなお闘えるので、国側が判断に迷っていると大川弁護士は解説される)、裁判長から、この入口問題で中間判決まで求めるのかどうかと国側は迫られもした。その回答期限が2週間となり、次回裁判の日程が決まった。

(追記:裁判サポーター千名目標募集中一現在680名。ブログ「最低賃金裁判ニュース」参照)

[NPOかながわ総研「研究と資料」№171 —2012年4月刊— 44頁]

神奈川最賃千円裁判傍聴記(四)

岡本 一(かながわ総研理事)

今回は下山先生が傍聴できませんでしたので、岡本がピンチヒッターで投稿します。 第4回の裁判は、89名の参加で傍聴席を満席にし、(3名が法廷に入れず)、11時30分から30数分行われました。今回は国がこれまで主張していた、この訴えは裁判の対象にすべきでないので、中身に入らないで却下する中間判決を出してほしいという請求はしないと、裁判所に2月6日に連絡してきたため、本格的な法廷闘争のスタートです。

今回も前田裕幸さんという、国鉄を2年休職して59歳で早期退職した、年金暮らしの原告が意見陳述しました。年金だけではやっていけないので職探しをしたがなかなか見つからず、やっと湯河原にある高級リゾートマンションの清掃の仕事に就いた。時給850円、月15日勤務で月収9万円程度。三人で交代のため、勤務日数は増やせず、天然風呂の清掃など仕事はきつく、椎間板ヘルニヤの持病を抱えながらコルセットをして仕事をしている。自分の周りにも年金だけではやっていけない多くの高齢者が、安い賃金できつい仕事をしている。せめて時給を100円以上にしてほしいと訴えました。続いて若い竹中弁護士から準備書面(3)=国の処分性の主張に対し、最賃額の決定が不特定多数を対象にした一般処分であっても、特定の個人の賃金が上がるという直接具体的な影響を及ぼすなど、ダメ押し的に4点の反論を行いました。

その後裁判長から国に対して、中身に入って最賃の金額が生活保護基準より大幅に下回っている、計算方法がおかしいという事などへの反論はするのかという問い。国は最賃法は国会で青木豊厚生労働省労働基準局長が述べたように、生活保護と最賃の整合性には配慮するが、是正しなければいけないという法的義務はない。中身にふみこんだ反論はしないとの答えがありました。数円であればまだしも数百円も差があるのだから、配慮もしていないとの小賀坂弁護団長の発言もあり、裁判長からも次回までにどうするか決めるよう要請がありました。次回については今原告の弁護団が情報公開で請求している、生活保護の時給額の計算方法を決めたプロセスなどの資料が出てきて、それを検討してからということで、5月23日10時半からになりました。

「報告集会」では神奈川労連水谷議長から、今日は全国一般東京で長年最賃闘争の先頭 に立ってきた長島さんや生協労連本部書記長の鈴木さんも傍聴に来ていたことが報告さ れ、原告を 100人、サポーターを 1000人以上にして大きく盛り上げようとの訴えがあり ました。続いて意見陳述した前田さんから感想、鈴木麻子弁護士の援助でいい陳述書がで きたと述べました。そして小賀坂弁護団長、田淵、竹中弁護士から、国は計算方法に入る ことは避けようとしているが、ぎりぎりのところまで追い込んできたなど解説がありまし た。続いてタクシー運転手、障害者施設や図書館で働く労働者、飲食店やスパーのアルバ イター、資生堂・アンフィニの池田さん、年金者などの原告が次々立って自己紹介。全国 一般東京の長島さんからも「数十年前から全国―律最賃の確立目指して戦い、裁判闘争も 弁護士に2回相談したが、断られた。議会闘争と大衆闘争で戦ってきたが、この裁判では 多くの若い弁護士が熱心に取り組んでいることに驚いた。 東京では新しい法律を作る取り 組みも始めているが、この裁判を勝たせるためにも奮闘したい。国民的な運動に発展させ ようとの発言がありました。最後に福田神奈川労連副議長から、現在68名の原告プラス 10数名が名乗りを上げているが後20名程度は増やし、次回までには原告を100名以上に、 サポーターも後 300人は増やして 1000名以上にしよう。 3月 3日 16時から横浜駅ビブレ 前での宣伝、裁判 1 周年の 6月 30日のシンポを成功させようとの訴えがありました。

(追記:ヤフーでもグーグルでも「最賃裁判」で検索すると、動画とブログが最初のほうに出てくるようになりました。動画では小越さん熊谷さんが発言しています。ぜひ全国の人に伝えてください。)

最賃裁判傍聴記(5)

5月23日(水)。横浜地裁の第5回最賃裁判の傍聴のために、10時からの傍聴抽選では人、人、人、と列を連ねた。そのはず、この日ビラには裁判には新たに34人が追加提訴で、原告は102人となった、と書かれている。10時30分、いよいよ法廷への入場。傍聴席はずっしり満席で、初めての地裁裁判の生の姿である。

まず、原告伊久間昇さんの意見陳述から開始。伊久間さんは 17 歳~54 歳まで内装工として勤勉に働いていたが、バブル経済崩壊後仕事の減少、3 年前仕事を失い、廃業。

典型的な日本経済の被害者である。その後職探しで数十社に断れ、ようやく再就職できた警備の仕事は過重労働で倒れ、その後梱包作業のアルバイトで働いている。時給900円、労働組合の交渉で950円となったものの、会社の都合で10日程度の就労。賃金は月12万円程度とのこと。生活は大変で奥さんの障害年金が6万円程度支給されているが、2人の医療費、通院の交通費だけで多いときは月10万円以上、光熱費、電話代などの公共料金の支払いで(12万円+6万円)程度では残りの現金は3万円を切る。最賃を時給1000円以上に挙げてほしい、という窮状の訴えは傍聴者にはよく響いたが、当日9人出席した国側にはどこまで届いただろうか。

次いで、田淵弁護士から当面のポイントである最賃法改正における最賃と「生活保護との整合性」問題の論点が語られる。これまで当局は最賃の係争事件それ自体を「門前払い」してきたが、今回からはそれではすまされず、国を改正最賃法に沿った中味の論点に「引きずりこむ」明瞭な発言だった。

「生活保護に係わる施策との整合性に配慮する」(改正最賃法 9 条 3 項)について、「配慮する」だから生活保護以上の水準以上にする法的義務を課していない、などという当局側の主張(これは『詭弁』だ!)を弁護団は「準備書面(3)」において見事に粉砕しているが、それが読み上げられた。その論拠を日本国憲法による保障(第 27 条、勤労権、第 25 条生存権、両者の密接な関係など。しかも国連憲章・社会権規約まで展開しているのは格調が高い)。さらに、改正最賃法 9 条 3 項の趣旨・目的に関する大臣の国会答弁などを詳細に調査し、「被告国が、最低賃金の水準が生活保護の水準を大幅に下回る状況を放置し続けることは、最低賃金法 9 条 3 項の趣旨・目的を無視するものであって、裁量権の範囲を逸脱・濫用するものとして、違法性を帯びることは当然の結論」と断定していることは実にハギレがよい。そして当局が最賃と生活保護の比較に使用した方式(生活保護[生活扶助基準 1 類+2 類費+期末一時扶助]+住宅扶助(実績値)と最低賃金(月 176.8 時間×0.864)について、そのまやかしについて十分な議論、手続きもせず決定していると厳しく言及した。この比較方法は最賃を低くさせ、生活保護との乖離の不当性を示すものであるが、国側はこれに直ちに答弁せず、次回に持ち越した。

9人出席していた被告国側の官僚たちは、その算定式を作成し、中央最低賃金審議会に資料提出した当事者であろうから、知らないわけではないであろう。だが、次回裁判(8月8

日)まで引き延ばしたのは、好意的にみれば弁護団の論理が整然としているから、体系的に「反論」の論理を構築するというかれらの慎重さを表明しているのかもしれない。しかし、一傍聴者からみれば、この反論のためになぜ3ヶ月という長い時間が必要なのか、という単純な疑問がわいた。官僚たちはその意思決定についてトップの指令に従い、中賃の会長や財界などに配慮する「調整期間」が必要なのか、との勘ぐりさえも抱いた。ともあれ、次回の裁判はようやく国が同じ土俵に乗ったなかでの本格的な論戦が見られるのではないか、と期待される。

(今回は傍聴の抽選に外れた下山さんに代わり、小越が書きました)

NPOかながわ総研「研究と資料」№174―2012年10月刊―第

神奈川最賃千円裁判傍聴記(云

下山房雄(かながわ総研元理事

長

が大きい法廷ときくが、席数を数えると横一行14席が6行で計84席。 りで傍聴できた。私と同じく海老名から参加の、 られた中学生・高校生の参加もあってか、計120人余り。それで30人近くが外れ。 サポーター千人達成(この日 第六回 |裁判が、 2012年8月8日午前、 | 1030人) 横浜地裁101法廷で開かれた。 の力の現れか、先生から最賃裁判傍聴の宿題を与え 国民救援会海老名支部長は外れてしまった-今回傍聴抽選に並んだのは 横浜地裁で一番容量 幸 い、 私は当 私

らの送金はないまま、2人の子供を育て私大理工学部、

専門学校にあげているシングルマザー

10年前に離婚し、

元夫か

のアピールでサポーターに加わって頂いた人だったので、残念残念。

今回裁判は、102人になった原告団からの7人目の陳述で始まった。

係 という不安。優しかった母親とは電気を点けた、消し忘れたで言い争いになるなどギスギスした関 子どもたちは年100万、150万円の奨学金を受けているが卒業時にはそれが膨大な借金になる で生保受給せずでは自立した家族生活は営めず、年金生活の母親のところに転げこんでの寄食生活 淡々としたしかし内容的には極めて重い陳述。時給900円での病院手伝いの月10―13万円の収入

誌12号『社会政策学と賃金問題』86頁で次のように書いている― 単身世帯で行っている現在の状況を、 日本と同じく不備か欠くかのアメリカでの運動状況を、私は04年ミネルヴァ書房刊の社会政策学会 に進めなければと考えた。 こうした貧困の家族への拡がりの訴えを聞いていた私は、 因みに、高等教育無償化、公共住宅あるいは家賃手当、 我々の側はより発展させて少なくとも二人世帯基準での比較 生保基準の最賃との比較を彼我ともに 児童手当などが

闘努力で公害裁判に最後に大勝利する話。 評価ではなくて、 も3人の子育てができる賃金を要求しているのである。女性職賃金が低いことを団交で主張してス ブロコビッチ―2000年制作のアメリカ映画、 人賃金への改革が叫ばれる」(CW運動―コンパラティブ・ワ―ス運動は女性職賃金を市場に拠る の含意だ。ところが日本では最賃金額引き上げにはほとんど沈黙であり、 トをかけてとるとか、最賃引き上げで女性職賃金をあげる方がベターなCW運動というのがブル 育てできることを要求している。ジュリア・ロバーツ演ずるエリン・ブロコビッチが訴訟に負けて CW運動が目指すのは、 女性労働の価値を人が直接に評価することで引き上げようとする運動。 女性にも家族賃金をということで、シングルマザーが自己の賃金で子 ブルム―96年お茶の水書房訳書刊『フェミニズムと労働 法律事務所で助手として働くシングルマザーの奮 高い家族賃金から安い エ リン A

【エッセイ】 神奈川最賃千円裁判傍聴記(六)(下山房雄)

A:中賃=国の主張 B:神奈川労連=原告の主張

生活保護基準平均月額	А	В	Α÷Β	A - B		
生活扶助 第1類(個人 12-19 🖟	度) 41,269	42,080	98.1%	▲ 811		
第2類(一人世帯)	42,593	43,480	98.0	▲ 887		
第2類(冬期加算)	1,263	1,287.5	98.1	▲ 24.5		
期末一次扶助	1,159	1,181.6	98.1	▲ 22.6		
小計	86,284	87,979	98.1	▲ 1,695		
住宅扶助	38,887	69,800	55.7	▲ 30,913		
合計	125,171	157,779	79.3	▲ 32,608		
公租公課分算入(係数 A:/0.857]	B/0.859)					
	146,057	183,677	79.5	▲ 37,620		
勤労控除		31,240	0.0	▲ 31,240		
a : 生保基準総計	146,057 円	214,917 円	68.0	▲ 68,860		
β:時間賃金算定に用いる月間労働時間						
	173.8	150	115.9	23.8		
$\alpha \div \beta$	841 円	1,432 円	58.7%	591 円		

は、 濫 士 げは社会的要請であること」(1-3頁)の総論と「第 存在する。 額という重要な事実に 計算方法」の結果数字が表のB列だ。 れをより から神奈川労連 と〜最低賃金と生活保護とを比較する方法につい 面 0 てきた国 てい 間 用した違法な決定」 が 準備書面 さて原告陳述に続 被告国による神奈川県の地域別最低賃金の 5 その基礎とされた最低賃金と生活保護と 7 第 一 (3-9頁) 最低賃金の大幅引き上げは法的要請でもあるこ る の著者リンダ・ブル [の生保-0) 精確詳細に展開したものだ。そこに掲 口 「考慮すべき要素を正当に考慮した場合 ……裁量権 田 裁判で陳述したことの延長で、 5 渕 がが 弁護士による要約口述であった。 の詳論とから成る。 は 最賃比較方法の問題点を田渕 「五点のゴマカシ」として批 第一 11 ては、 と断じて終わる原告準備書 関して、 の範囲を逸脱した又はこれを (کر 提出され 最低賃金の大幅引き上 重大な事実 後者は、 た原

今度は

弁護 判 ね

げら

か

7

7

告

準備

3

面

0 誤認

が 離 決

定に

0

乖

(五) に対して国側は、 全21頁の被告準備書面(4)を提出している。 例によってということか、 口述は

かった

置かれるといった関係にあるものではなく」総合勘案すべきものと述べる(6頁)。直前の5頁の叙述では うち前者は、 3)では、法9条3項で「地域別最低賃金が生活保護を下回らない水準になるよう配慮すべき」と規定した 最賃法の第一義的目的は「労働条件の改善を図ること」と言いながら、すぐに生計費の位置を引きずり落と **論理を展開する。すなわち9条2項の「地域における労働者の生計費及び賃金ならびに通常の事業の賃金支** 長の裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となるとは認められないこと」(7―21頁)の二つの部分から成る。 厚生労働大臣等に広範な裁量権が認められていること」(4―7頁)、「第3 しているのだ。そうした枠を設定して安心安全となったと思ってか、生保と最賃との比較論を含む後者 の整合性に配慮する〉の〈配慮〉は保護基準を上回る法的義務を課したものではない」を修正補強する次の この被告準備書面(4)の「はじめに」と「結語」に挟まれた本論は、「第2 い能力を考慮」を重用し、「かかる三要素は、そのうちのどれかに重点がおかれる、 前回あるいは前々回の裁判での国側の強引な言説―「07年改正最賃法9条3項の 法12条による改正決定につき、 本件不作為が神奈川県労働局 他の要件が二の次に 〈生活保護と

あった。公益委員は「最低限の生活水準とは、先ずは衣食住について考慮すべき」と称し(15頁)、9条3 低い水準を主張)の対立を、後者の側に立ったとしか理解されない内容での公益側案で取りまとめた技法で 項に憲法25条の生存権規定を反映した「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」と明記さ を重視して生保水準に勤労経費を含むなど高い水準を主張)と使用者側の主張(支払能力を重視して生保は 生保最賃比較の技法として国が選択したのは、中央最低賃金審議会(中賃)での労働者側 の主張 (生計費

(法的に規定した?)と述べる。

【エッセイ】 神奈川最賃千円裁判傍聴記(六)(下山房雄)

公課率

最低の沖縄ではなく中位県の値、

を採るべきだった。(8/16)

の裁 値)、 れてい 説明で一言も触れていず、 で最大なのは 他 (量は恣意的ではならず論理一貫性を保持すべきと考えるならば、 の項目についてのABの差異は、生活扶助 労働時間 ない。こうした 「勤労控除」 (A法定理論値 「知らしむべからず」的裁量発揮は、 従って「勤労控除」をカウントしなかったことの正当性を説明することもなさ であるが、この項目について国側準備書面の B1800時間 / 年政策目標値)という違いに拠ってい (A平均值 封建国家のやり方だー B上限值)、住宅扶助 A は 労働 時間 「生活保護制度の概 (A実績平均値 —平均值155、 る。 要 近代国家行政 10 12頁

В

Ŀ 腒

公租

n

たのを完全に無視した。

その技法による神奈川版計算結果が表のA列である。

因みに、

AB両者間格差

[NPO かながわ総研「研究と資料」№175—2012 年 12 月 1 日刊—投稿原稿]

神奈川最賃千円裁判傍聴記(七)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

選挙で選出された代議員が、多数決で事を決めることだけが民主主義ではない。1960 年安保 闘争の高揚に<デモは暴力 議会に任せよ>と水をかけた在京新聞七社共同宣言(1960.6.17)は、反民主主義の行為であり、その仕掛けの先頭に立った朝日新聞に対しては、以降、触るのも見るのも不愉快という心情で私は来ている。街頭に出て国民住民が直接に意志表明(マニフェスタシオン一英語日本語でいう街頭デモ=示威行進を表現する仏語)を行うのは民主主義の不可欠の要素なのだ。議会主義に添えて民主主義の実効性を確保すべき手段は、デモ以外にもいろいろある。三権分立もその一つだ。社会主義建設のために政権掌握した共産党が資本主義を復活させることで生産力発展を成し遂げようとしている現代中国では、コントロールしようとする資本主義が暴走して政権崩壊に至ることを警戒して近代民主主義の諸原理が制限されている。司法の独立の侵害あるいは行政の司法支配もその制限の一局面である。われわれはそれを批判するが、ヒトごとではないという気持ちを私は強く持つ。

日本国憲法九条違反の在日米軍と自衛隊=日本軍を、司法は結局容認してきている。約20件の原発差し止め請求訴訟では、志賀原発2号機差し止め請求を容れた金沢地裁判決(2006年3月 井戸謙一裁判長)を例外として、全て請求棄却であった。高尾山中腹にトンネルを開ける圏央道工事の差し止め請求訴訟三件で「地裁、高裁、最高裁から言い渡された判決の数は合計で八つに及んだ。しかし「行政裁量」の壁が大きな壁となって、原告の請求を阻んだために、判決はいずれも原告の敗訴に終わった」(鈴木堯博「高尾山天狗裁判―「行政裁量」の壁との闘い」『世界』12年10月号)のである。こうした歴史からすれば、厚労省相手の行政訴訟で我々が勝つのは容易でない。しかしそれでも勝って経済民主主義の獲得陣地を広げねばならない。

戦後ほぼ一貫永続してきた保守=右翼政権下での行政=権力に対しては、大資本=金力に対してと同じく、裁判官は弱い。権力金力の横暴な人権侵害が司法制度=裁判所で救済されるには、日本国憲法の謳う論理を理性的にも感性的にも裁判官たちにアピールする法廷闘争、そして世論が圧倒的に裁判所を包囲する国民的大衆闘争が必要だ。わが神奈川最賃裁判でも、ことは当然同じである―と考えながら、10月15日、第七回裁判傍聴のため日本大通りの横浜地裁に向かった。抽選開始の11:10、用意された傍聴席が83席で、並んだ傍聴者が90名、遅刻で抽選権から外れた人を含めて100名近くが結集。幸い当選の私は傍聴83名の一人となった。

前回傍聴記に書いたように存在する傍聴席は84。なのに何故83?との疑念は、後日(10月18日)の最賃裁判サポーター会議で与えられた情報で「被告国側の要求で特別傍聴席1を用意したため」と一応わかった。しかし、その傍聴人はどういう人物だったのだろう。原子力規制委員会の事務局=規制庁に公安警備警察の幹部が配置され、また委員会の傍聴者監視のために麻布署公安警察が会場に入るという報道が既にあったので、厚労省も公安警察を呼んだのかと思いもしたが、そうではなくて厚労省の幹部か担当の一線職員かが、いよいよ本番の闘い始まりと決めて傍聴したのだろう。

さて今回裁判の内容であるが、まずは恒例の原告陳述がなされた。今回陳述を行ったのは、「今年の春に高校を卒業したばかりの 18 歳」との自己紹介から始めて、緊張感一杯だがきちんと話し通した青年である。小学生時の親の離婚、母子世帯での母親の必死の勤労、水道停止にも至る苦しい家計、進学断念、懸命の高卒就職活動にもかかわらず正社員不採用の連続、最賃金額でのアルバイト就労継続の不安―と切々と続けて「裁判所には、どうか僕たちのような時給労働者の現状を理解していただき、最低賃金を引き上げてほしいです」と結んだ陳述であ

った。この陳述を、離婚率増加(結婚件数対比の離婚件数は戦後 1970 年までの約 1 割が 2000 年以降は 4 割近くとなる推移)、高卒就職難(春の就職率は 9 割台だが、正社員採用とみなせる前年秋時点の内定率は 07 - 09 年で約 5 割、10-12 年では約 4 割が近年状況)の一般情勢を念頭に置いて聴けば、この事例は特殊例ではなくて現代日本の典型例の一つなのだ。

この原告陳述に続いて、前回裁判に提出された「被告準備書面(4)」(以下 α と略称)を徹底批判する「原告準備書面(6)」(以下 β と略称)の田淵弁護士による要約口述が行われた。 α の最大特徴は、原告が「五つのインチキ」として批判する点について、積極的に正当性真理性を主張対論することがなく、中央最賃審議会公益委員の見解がそのまま採用された経緯が、ただ述べられているのみだということである。その経緯が如何におかしなものかは、 β が α における国の主張の概要として紹介する以下の一文が明示している。一「このように最低賃金と生活保護とを比較する計算方法について、(労使の)主張が一致を見ることは無かったことから、公益委員は法9条3項の趣旨目的と労使双方の主張を勘案して(勤労者控除を含めないなど)すなわち、使用者側の主張に沿う形で計算方法を決定した」。 労使双方の主張を勘案して使用者側の主張の計算方法を採用した!! 使用者意見がつまり公益?! β の α 概要の仕方が悪いのではない、 α にはそう書いてあるのだ。原告弁護団の痛烈な皮肉が感ぜられる。裁判官は平然と読み流すのだろうか。

生活保護法(1950年)が憲法 25 条理念を明示して「最低限度の生活を保障する」と規定してきたのに比して、業者間協定=賃金買い手カルテルを最賃制とする「ニセ最賃」として出立したわが最賃法(1959年)は、9条3項「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮する」の新設挿入(07年 11 月改正成立 08年7月施行)によって漸く憲法 25 条と明示的にリンクすることになった。だのに、 α によれば前回裁判傍聴記で私が紹介したように「最低限の生活水準とは、まずは衣食住について考慮すべき」として「健康で文化的」要素を排除した使用者側計算方法を採用したのである。これでどうして「公益委員が法 9条3項を勘案した」ことになるのか?!

私の考えでは、最賃金額決定に考慮すべき要因として「地域の労働者の生計費及び賃金ならびに通常の事業の賃金支払能力」を並列して挙げる改正法 9 条 2 項は、59 年二セ最賃法の 3 条を継承するもので、間違っており削除すべきものだ。しかし、9 条 2 項は違憲で無効と法廷で争うのは容易でない。 β は、9 条 3 項に基づいて、健康で文化的な生活限度をきちんと計測した上で、その即時実現を制約する条件を具体的に検討せよと主張している。事業支払能力を「行政裁量」で恣意的に考慮するのは不当だとの主張である。そういう法解釈は穏当で正当だ。

原告被告弁護士間に、法廷現場での鋭い応酬が無くて経過してきたこの裁判で、今回注目されたのは、原告弁護士田淵さん口述の始めの前と終りの後に被告弁護士から「準備書面に書いていないことをしゃべるな」「反論するが提示された論点以外になお今後提起されることがあるのか」との不可解な発言があったことだ。この発言は、田淵さんから「今の段階ではこれら限りだ」と至極当然の応答があって収められたが、何を目的としたものか。今回裁判の最後、次回裁判日程を決定(13年1月21日)する裁判官訴訟指揮の経過で、国=被告側が〈最賃法9条2項・3項の解釈、最賃金額の計算方法・決定プロセスについて本格的反論をしたいので二ヶ月余裕をくれ〉と述べたことからすれば、その反論執筆担当者が技術的に原告主張を限定したい気持からの発言だったのか。(2012年11月7日)

(追補:11月に入って神奈川労連計算の「正しい」生保基準―地域最賃比較2012年版を入手した。厚労省計算では、生保より最賃が低いのは6道府県だが、神奈川労連計算では47全都道府県が生保以下の最賃で、うち24が500円台のギャップ、残り23も400円台の大差だ。)

「NPO かながわ総研「研究と資料」No.176-2013 年 2 月 1 日刊-投稿原稿]

神奈川最賃千円裁判傍聴記(八)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

2011年9月に始まった神奈川最賃千円裁判が足掛け3年目に入った。第8回裁判の1月21日、神奈川労連が組んだ行動は①10:30~11:00 裁判所前宣伝行動 ②11:00~ 傍聴抽選待機 ③11:30~ 裁判傍聴 ④12:10~12:45 アピール行動デモ行進、以上であり、私は②③④に参加した(④は翌22日の赤旗4面で報道 掲載写真のデモ最前列に私も写っている)。今回は抽選無し。しかし傍聴席は満員、原告弁護団席の約30人と合わせ、百人規模の春闘昼休みデモが、裁判所発、みなと大通り、日本大通り経由、県庁着で行われた。デモ前後の報告集会で、北海道、静岡、東京の労組幹部の発言あるいは紹介があり、神奈川発の運動が全国的に広がる気運を感じた。

さて、裁判はまず原告林美乃里さん(25歳女性)の意見陳述。一人暮らしを法律事務所時給1100円と焼肉屋900円のダブルワークで支えている。20万円を割る月収で、家賃6万円、奨学金返済2万円の大きい支出(国民年金保険料1.5万円は支払えず)。友人結婚式などはすべて不参加、食費、衣服費ギリギリの生活を具体的に陳述、「私のような生活をしている若者は、たくさんいます。自立して人並みの健康で文化的な生活をできるように、最低賃金の引き上げを実現して、若者の賃金の底上げがされることを願っています」と結んだ。

「最低限の生活水準とは先ずは衣食住について考慮すべき」だとして、我々が五つのインチキを含むと批判する最賃生保比較技法を選択した中賃公益委員の立場からすれば「家族や友人とのつきあいにお金や時間をかけたい」と願う林さんの気持は容れられない。しかし社会の中で生きたいと表明する林陳述は「健康で文化的な最低生活ができるよう」との憲法 25 条リンクの文言を漸く入れた 07 年最賃法改正の趣旨の実現を願うものに他ならない。この陳述に傍聴席から当然熱烈拍手。佐治裁判長が例によって制止するが、声は力無かった。

裁判はこの後、被告「準備書面(5)」 α の提出確認(例によって口頭説明無し 特に口頭で陳述しなくても 裁判所はきいてくれると奢っているのか??)と、それに対する原告「求釈明申立書」 β の田渕弁護士による口頭説明、 β に対する被告の回答期限設定(3月8日)、次回裁判日設定(4月22日)の手順を経て閉廷。全体で20分足らずで終わった。

書面のやりとりが主体のこの裁判の状況は「傍聴記」では報告しきれない。提出される書面を読んでコメントすることが必要だ。A4 判 35 頁の α は「最賃法 9 条解釈、最賃金額決定方法プロセスについての本格的反論」としてC 上の内容根幹は次の 3 点と読んだ。

第一:金額決定で法が挙げる三要素(生活費、賃金、支払能力)をどう配慮すべきかは 「高度の政策的裁量的判断に委ねられて」おり最賃が生保基準以下でも法的義務違反には ならず、また最賃一生保の整合性の「配慮をするとしても」「具体的にいかなる比較方法を 採用するか」も「裁量に委ねられている」との主張。

第二:「公益的見地を加味した労使間の利益調整の結果に基づいて定められることによって妥当性および公正性が備わっている」審議会方式では、審議会の意見を最大限尊重せねばならず、法は国が独自に「審議会の意見とは異なる決定をすることを許容していない」との主張。神奈川最賃審議会の答申849円を斥けて1000円に改訂決定するなどとんでもな

いというわけだ。

第三:賃金決定への国家介入の意義を「そもそも賃金は労働市場における労使間で決定されるもので、地域別最低賃金も労働市場における賃金水準からみて不当な賃金の切下げを防止する趣旨で設定されるもの」との脈絡で捉える主張。

しかしである。近代国家の行政「裁量」は、古代国家中世国家の無限定的一方的「恣意」とは違うはずで、先ずは「裁量」の根拠が国民に説明されねばならない。「知らしむべからず拠らしむべし」ではダメなのだ。 β (A4判4頁) が、審議会=厚労省の「支払能力」を重視した生保最賃比較技法の問題 5 点の正当である根拠を問うのは、そういう重い史的意義がある。さらに、拠りどころの正当性は一つの論理で貫徹せねばならず、その場その場で都合の良い論理を裁量選択することは許されない。一方で約7割の対象が設定基準を上回って外れてしまう生活扶助人口加重平均値あるいは住宅扶助実績値保護世帯数加重平均値を使いながら(下掲註参照)、月間労働時間では実態平均値を使わないなどの勝手な「裁量」は行ってはならない。

審議会についてはその委員構成が大問題だ。かって公害審議会委員が被害者=住民を全く排除し、加害者=企業の代表のみで構成されていたことが批判されねばならないと同じく、全労連系の労組から全国で一名も労働者委員に任命されてないことが、底辺労働市場の相場の上で呻吟している労働者を代表するような人選になってないとして、批判されねばならないだろう。公益委員の半数は各潮流の労組の推薦によるなどの改革も必要である。労働者の生計費を考慮するために「健康で文化的な生活水準を維持することができる」はずの(生活保護法3条)生保基準との比較を行うのに、「衣食住だけ」でよいとする意見に異論を立てるような公益委員が必要である。

労働市場賃金の考慮をどう行うかの「そもそも」論が α では間違っている。労使間の自由な取引では深刻な社会経済問題が発生するから国家介入が必要となる。日本の労働市場階層構造のもとでは底辺市場の相場自体が問題で、その相場を押し上げるために国家の社会政策的介入が必要なのである。この裁判毎回の原告陳述で示される時間 800 円とか 900円台の相場自体が 1000 円以上に成るように改革されねばならないのであって、現存の相場からの「不当な切下げ」だけが改革されねばならぬのではない。 さらにまた、民間大企業本雇い労働者典型の市場賃金との比較で底辺市場賃金が是正さるべきなのだ。

(計)

2011年(天皇歴平成23年)における神奈川最賃改訂決定時の計算値(被告準備書面(4))。 加重平均値以上の部分が、生活扶助では65.8%、住宅扶助では71.0%。加重平均値基準では当 該地域の生活保護基準を過半が下回ってしまっている!!

	生活扶助		
74 H	1口様式や0/	甘淮 仝 妇。	ш

住宅扶助

但粪业业粉堆代业0/

极地	八口傳成瓦	% 基準金額・円	地坝	休護世帝級傳成比%	夫賴他・ 円
1-1	65.8	87, 980	横浜市	48.9	41, 419. 5
1-2	27.1	84, 027	川崎市	22. 1	42, 049. 8
2-1	6.3	80, 056	横須賀市	3.6	26, 572. 9
3-1	0.7	72, 134	相模原市	5.8	32, 206. 8
加重平	Z均值	86, 284	その他神奈川県	19. 6	33, 219. 2

444 441

加重平均值

38, 887

学结局 . 田

1

▽エッセイ

神奈川最賃千円裁判傍聴記(九)

[NPO かながわ総研「研究と資料」№ 178、22 ~ 24 頁、2013 年 6 月 1 日刊─原稿] http://www6.ocn.ne.jp/~k-soken/kenkyutosiryo/178.html

下山房雄(かながわ総研元理事長)

第一回裁判の 2011 年 9 月 26 日 (月) から足掛け一年八ヶ月になる 2013 年 4 月 22 日 (月) の 13:30 ~ 13:55、第九回の裁判が開かれた。関連の行動を含め以下に参加報告する。

[事前行動]今回は<全国一律最賃制の実現/時給1000円以上に 全労連>の幟を先頭にしたデモが特に組まれ、イチョウ並木の新緑が深緑に変わりつつある日本大通り近辺に昼休みで出てきた人々にアピールしながら行進した。恒例の裁判所前の集会では、水谷・神奈川労連議長、福田・労連副議長両ベテランのスピーチに続いて、原告3名(女性2名)が訥々と切実に裁判に勝ちたいとの意を表明、特に高齢銀髪男性の原告が特にこの数年頑張っても生活がどうしようもなく苦しい状況になっていると訴えたことが心に刻まれた。

[法廷] 傍聴席 84 に対して抽選列に並んだ人々は 83 名。外れ無しだが、抽選締め切りに間に合わなかった人々数名があぶれる。裁判官入廷で、女性賠席判事が男性に代わっていることに気づく。新年度で賠席判事が二人とも交代と後の報告集会で聞くが、これまでの八回の原告の陳述一今日の日本で日常的大量的現象ではあるが毎度泣ける庶民の労働生活の実態陳述がきちんと継承されているのか、改めて不安になる。

裁判長一佐村裕之は変わらない。最初にボソボソと何か両側の弁護士に彼が尋ねる。被告側が 3 月 11 日に提出した「準備書面(6)」(以下 α と略称)、原告側が 4 月 22 日に提出した「準備書面(7)」(略称 β)について「口頭陳述をしますか」と尋ね、例によって被告側は<しない>、原告側は<する>との応答。

裁判の建前は口頭陳述だが実際の殆どは陳述無しであり、「準備書面」裁判提出で陳述がなされたとされる。だからこの最初の問答の瞬間に α β に書かれたことが、裁判上で有効な主張となる。傍聴者の大部分は、 α β を抽選列に並んだ折に労連事務局より配布されて手にする。パラっとでも眺めていればよい方で消化はされていない。田渕弁護士担当の原告側の概略陳述は傍聴するわけだが、被告側の主張の内容はまったく未消化のままで裁判傍聴を終わらざるを得ないのである。

さて、その冒頭問答に続き、また田渕弁護士の陳述に先立って、今回新たに 10 ? 人目の原告となった 36 歳の青年 S さんが原告陳述を行った。中卒後、蕎麦や、運送ドライバーを経て、大手ファーストフード店にこの 15 年働いて現在に至っている。いずれも雇用形態はアルバイト。現職は、厨房高熱労働一冷凍室寒冷労働の交替、24 時間営業への対応でハードな労働。しかし、時給はこの 7 年、860 円のまま。会社の要員・シフト管理の規制下で、週 5 日× 7 時間しか働けず、月収 13 ~ 14 万円しか稼得できていない(860 円と月 152 時間就業で 13 万円

余と計算される)。他方、支出面では三つの病気が重なって月々の医療費支払が1万3~4千円。健保加入という非正規労働ではラッキーな条件のもとでもこの支出である。他方、通勤費支給は無く、ガソリン代・保険料で月1万3千円は自己負担。そんな次第で「結婚したい」「実家を離れて独立したい」との願望は満たせない。陳述の最後の言葉は「裁判所にもできるだけ私たちが置かれている現実を知ってほしい、私たちの気持ちに共感してほしい」であった。

高い壇上の裁判官たちが、S さんの発言を、被告「準備書面(6)」における月 173.8 時間の計算で「格別不合理な点があったとは認められない」の叙述や、生保基準との比較技法の争いでは、生保における医療扶助や通勤費はそもそも全く捨象されていることまで想起して聴いていたかどうか。

次回裁判日程は、6月 26 日 10:00 ~と決定。被告国側が、国の裁量権の問題についての β の主張への反論を6月 14 日までに「準備書面(7)」としてまとめ、それが裁判で有効になる次回法廷である。 α は、国の大幅な裁量権を主張し、そのうえで生保基準の賃金換算現行計算式の正当性を主張する二段の形になっていて、 β はそのそれぞれに反論した。 β 反論への被告の再反論は、国の裁量権の問題に限り、計算式の問題は「反論しない」とのことであった。神奈川労連裁判事務局はこの点、国が「白旗をあげる」と断じているが(「最賃裁判ニュース14号」)、ボロが見え見えの現行計算式擁護の論述をするよりも、国に大幅な裁量権があり従ってどういう計算式を使おうが勝手(α の表現一「比較方法の一部に当不当が問題となり得る部分があるからといって・・・生活保護の水準への配慮がなかったとはいうことはできない」)との論陣を張ろうといていると私には思われる。

[報告集会] 横浜合同法律事務所での恒例の報告集会では、陳述原告と彼の準備支援を行った女性弁護士、事前集会でマイクを握った 3 人の原告が、まず挨拶。ついで、田淵弁護士が法廷での口頭陳述簡約版を述べる。私も幾つか質問する形で発言した。その一つは、 β で 1992 年伊方原発最高裁判決(伊方原発にGOを与えたものだが)に「専門的な委員会が決定した判断基準についても、その合理性について司法審査は及ぶ」との判例がると叙述されていることを意識しつつ、<4 月 17 日の水俣病認定で行政を敗訴させた最高裁判決の論理は我々のこの裁判でも使える?>との質問だった。またフロアからは、声が小さく内容も分かりづらいとのきつい田渕批判が出されたが、自分たちも学習せねばとの結論の発言だったので聞いてまぁホッとした。

[被告準備書面 α への評注] 耳で傍聴したのではないが、 α を読んでくそんなぁ?! >と反発した論点をいくつか書いておこう。

1) 裁量権と法治主義 被告は行政の裁量権を強く主張し続ける。その程度は、同じ段落の中で(α 第2-3(2)ア)改訂最賃法9条3項は最賃が生保基準を「下回らないように配慮しなければならない旨定めている」が、しかし最賃金額から公租公課控除後の金額が生保「受給額を下回らないよう配慮すべきことが要求されているわけではない」との言説展開を行っている如くだ。それなら最低の沖縄県公租公課率適用だってしなくてもよかったということになる。比較技法の「当・不当の問題にすぎない」と述べて、著しく不当不合理な技法を選択することが許されるとするのだ。近年の護憲運動の高まりの中で広く知られるようになった法治国家概

念を想起しよう。古代国家や中世国家と違って近代国家は為政者の恣意的裁量で権力行使を行ってはならず、憲法に基礎づけられた統一的客観的合理的ルールで施政するのが近代国家なのだ。傍聴記(6)でも書いたように、生活扶助、住宅扶助では平均値を用い、月労働時間、公租公課率では、限界値を用いるといった恣意的裁量は許されない。

- 2)全ての労働者? αは「およそ全ての労働者について、賃金のみをもって」生保基準と同様生活費となることを法は要求していないとも述べる。しかし原告もそうしたことは要求していない! 子供を抱えるなど非単身労働者については最賃のみでの生活は出来ないと断念している。しかしせめて働く労働者本人だけはフル稼働できれば生保基準での生活ができるようにとのつつましい要求なのである。逆に被告は、生活扶助、住宅扶助の比較金額に平均値を用いることで、前者では65%、後者では71%の人々が単身生保基準以下最賃になる道を歩んでいる。せめて50%の人が救済されるように中位値をとったら、比較基準とすべき生活扶助は87,980円、住宅扶助は41,420円、あわせてプラス4,229円となり、8割の人を救済すべき金額を同様算出すればプラス4,854円となった。その程度の合理性は採るべきだった。
- 3)使用者意見=公益? 国の「五つのインチキ」は、統一ルールによらずその件その件であるいは平均値、あるいは限界値を使って、比較基準値を低く算定するインチキを含む。しかし、こうした操作による基準値引き下げは金額的には大きくはない。原告=労連側と被告=国側との計算で差が大きいのは、住宅扶助の上限値(特別基準額)と実績値加重平均との違い、勤労控除一部参入と全件不算入との違いに因っている。これらを含め全ての国のインチキは、中賃審議会での使用者意見→公益意見→審議会意見→行政職権行使の形で行われている。αに叙述がある限りで労使審議会委員の意見の採用のされ方を示すと、①月労働時間=法定基準:労不採用・使採用 ②公租公課負担率=最低沖縄基準:労不採用 ③勤労控除=不算入:労不採用 ④生活扶助=給地別平均値:労不採用・使採用 ⑤住宅扶助=給地別平均値:使採用 と言
- う具合だ。審議会議事録など証拠として提出されいるものをみれば、 α で触れていない②③での使の意見が採用意見であることが分かったのであろう、 β は「5つの点全でにおいて、公益委員は、結論として使用者意見の主張を採用している」と述べ、 α の「公益委員見解は・・・労働者委員の主張を一方的に斥け、専ら使用者委員の主張のみを採用したものではない」との主張を正当に批判している。三者構成の審議会意見を充分に尊重しているから、行政の職権行使は正当だとの主張は α の軸の一つであるが、その内実は全く不公正・非中立である。
- 4) 生保受給=不就労原則? ところで行政が上記のように尊重する使用者意見がデタラメの極であることを示すのが、月労働時間の計算において「生活保護は就労できない者を支給対象とするものであることからすれば、実労働時間を用いることは適当ではない」と主張していたことだ(α第2-2(2)ウ)。就労した場合の賃金が生保基準の生活費を上回ることが常態ならば、このような主張は成り立つ。しかし、高度成長期に就労世帯の生保受給が減少した傾向は近年のワーキングプア増大によって逆転している。「平成21年被保護者全国一斉調査」によれば生保受給122万余世帯のうち12.1% = 15万弱が就労世帯だ。

この就労世帯では、勤労収入から所定の勤労控除額を差し引いて、それが生保基準未満だったならば生保受給が可能となる。この控除制度は、1959年度に勤労に必要な経費を控除する趣旨で導入された。そして、経費控除を認めなければ、就労しないで生保受給した方が生活費をより多く獲得できるというモラルハザードを惹起する因果を考慮して、就労自立助長の機能

が後に言われるようになったものである。最賃と生保基準比較では当然に就労生保受給世帯が モデルにならねばならず、勤労控除算入は全く当然必要だ。しかし、生保世帯は不就労との使 用者のいいかげんな認識が原点にあるためか、国は勤労控除不算入の立場をとる。なお、勤労 控除には①基礎控除②特別控除(年勤労収入の1割)③新規就労控除④未成年者控除⑤通勤費・ 社会保険料があり、国の「五つのインチキ」に対抗する神奈川労連の是正要求では①しか対置 されていない。②と⑤のうちの通勤費も考慮すれば、国のインチキ性は一層に浮き彫りされる と私は考えている。 1

▽エッセイ

神奈川最賃千円裁判傍聴記(+)

[NPO かながわ総研「研究と資料」№ 179、19 頁、2013 年 8 月 1 日刊―原稿]

下山房雄(かながわ総研元理事長)

2013年6月26日(水曜)10:00~10:20に第十回裁判があった。それ以降、この裁判闘争に関係深い事象として、7月2日一今年度最賃金額改訂のための中央最賃審議会初会合、21日参院選での自民圧勝一自公参院絶対多数獲得、22日中賃目安に関する小委員会第2回会合一生活保護(本裁判でわれわれがインチキと指摘する手法に基づく数値)と最低賃金比較資料配布—「赤旗」を含め各紙「当局発表」報道、これらがあった。

衆参両院での与党絶対多数確保によって、これから3年はアベノミックスの第三の矢=成長戦略の柱の一つである労働規制緩和諸策が次々と放たれる装置ができてしまった。6月14日に閣議決定をした文書「日本再興戦略」は、「20年以上続いた経済の低迷は」と、小泉竹中時代の経済政策失敗の事実から叙述を始めながら、2008年秋「リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化に対応するために拡大した雇用維持型の政策を…労働移動支援型の政策に大胆に改める」と述べ、雇用政策については何と小泉竹中時代の新自由主義路線に戻ることを宣言したのである。

新自由主義学説で労働市場規制だとして目の敵にされる最賃制については、やや別の流れになっている。日本維新の会が、昨年末の衆院選公約に一旦掲げた「最賃制廃止」を引っ込めざるを得なかった状況をわれわれは作っているわけだが、その状況に規定されて「日本再興戦略」では「今後の経済運営を見据え、最低賃金の引き上げに努める」と書かれているのである。2日の中賃における厚労省大臣冒頭挨拶でも大幅引き上げを要請すると述べる異例の風景があった。その大臣の諮問言辞通りに大幅引き上げがなされ、神奈川最賃 1000 円が実現するなら結構至極だが、そう事が運ぶためには、われわれの裁判闘争を含む最賃闘争が一層広がり高まることが必要だ。

さて、第十回裁判報告である。裁判は、追加提訴の原告 21 名が加わった 123 名の原告団という新陣容で行われた。傍聴希望は約百名、私は抽選アタリの 84 名に入って傍聴した。

恒例の原告陳述は、49歳の女性。8年前に離婚、子供二人を育てるために、最初はスナックやパブのホステスの肉体的にも精神的にも負担の重い労働に従事―時給 1600 から 2000 円で月収 18~20万円。てんかんの持病に、水商売の飲酒による肝臓悪化で、弁当屋に転職する。時給が当初 850 円、4 年半で漸く 950 円、月収 14~ 16 万円。だが突然の雇い止めで、時給 850 円の現職=近所のコンビニに転職。健康不調で週3~4日、一日 4~5 時間しか就労できず、月収7~8万円。「長く働けばそれだけ作業スピードや能率が上がっていきます。それにつれて新しい業務を命じられますが、結局実質的な賃金は下げられていきます」と懸命に働いても

報われない非正規労働者の生活実態、今回もその一典型が述べられた。

裁判のもう一つの柱は、6月26日付け被告準備書面(6)提出の確認と、それへの原告反論骨子の田渕弁護士による陳述であった。被告準備書面(6)は、原告側が最高裁伊方原発訴訟判決で原子力発電所安全基準の判断が司法審査の対象になったことに依拠せよと主張したのに対して、最賃と生活保護基準の比較計算方法は行政の高度の裁量に委ねられているもので、司法審査の対象にならない、つまり違法かどうかの問題は生じないと反論しているものだ。「当・不当の問題を生じることはあっても、違法の問題は生じない」との被告の言い分は、行政がどんなに不当な行為を行っても、司法はそれを是正できないとの行政優位司法劣位の法学説としか私には思えない。次回、11回裁判までに提出される原告準備書面(8)での詳細的確な反論に期待したい。(2013年8月1日)

「NPO かながわ総研「研究と資料」No.180─2013 年 10 月 1 日刊─27-30 頁]

神奈川最賃千円裁判傍聴記(十一)下山房雄(かながわ総研元理事長)2013年9月18日午前の神奈川最賃裁判第11回。この日の原告側の行動は、この頃のパターンで①9:15~前段行動:裁判所前での宣伝行動集会 ②裁判参加 ③後段行動:日本大通り近傍デモ&報告集会、正午近く解散一これらを百人余の結集で行なった。傍聴参加は、9:40の抽選時点では定員84人以内で抽選無しの経過だったが、その後駆けつけた人で結局91人になり、傍聴席は満席だった。私の要請でサポーターになって頂いた全国20人近くの友人の一人=牧野富夫さんも参加した。原告五十名ジャスト、サポーター三百余名で始められたこの裁判は、原告百名、サポーター千名をそれぞれ越す発展を獲得してきた。しかし「原子力ムラ」要人33名に対して一万5千名近くの告訴・告発人が組織され(私も参加)闘われている福島原発告訴団の運動(先月の東京地検の不起訴決定に対して検察

調査会申し立ての段階)が国民的規模にまで発展したと言えるのに、我が裁判闘争は未だ 未だだ。本稿読者が一層の支援に加わって下さることを期待しつつ、傍聴記を書き続ける。

①前段行動

神奈川生協労組の安部さんと北海道労連の出口さんがスピーチ。安部さんは毎年神奈川 労連推薦で神奈川最賃審議会委員に立候補するが、今年もハネられた人だ。全労連系から の委員の選任は、地方労働委員会については突破口が開かれ、全国的に多少はなされるよ うになり、神奈川労連の水谷議長も県労委委員として大活躍なのだが、最賃審議会は委員 を全労連系からは選出しないという不当な国策がなお貫徹している。われわれの裁判の過程で、被告は、公労使三者の意見を充分に組み上げて民主的に最賃金額を決定している旨 の叙述を「準備書面」で折々行っているが、「労」は連合系からしか選ばれず、「公」も科 学的に公正な主張を断乎貫こうとするような人士は殆ど選ばれない不当不公正な委員構成 になっているのだ一といったことを想起しながら挨拶を聴く。

出口さんは、神奈川労連に続いて裁判を起こしそうな地方労連の一つ=北海道労連の事務局長。困難はあるが、神奈川に学んで神奈川に続けるように頑張りたいとの挨拶。

②裁判参加

②-1 口頭陳述:原告側が努力して恒例にしている「原告陳述」の今回は、予定していた人が勤務の都合でダメになり急遽ピンチヒッターに立った 33歳の女性である。「このままではママ殺されちゃうよ」との小4・長女の言で、浪費癖と家庭内暴力の夫と別離を決意、現在、離婚調停中。子供 5 人を抱え、900 円/時×4 時/日×5 日/週=18,000 円/週(月収約8万)の賃金収入での苦しい生活を陳述した。「自分が 5 人を養っていく立場になって初めて、このような低い時給、最低賃金では生活していくことができないことに気付きました。裁判所におかれましては、私たちの生活実態を見て、最低賃金を引き上げる判断をしてほしいと思います」が彼女の堂々たる陳述の結びである。因みに、今回陳述原告の事例で社会保障給付を計算すると約 10 万円/月となる(児童手当 6.5 万円、母子手当 4 万円余)。賃金と併せ 18 万円の月収では 6 人家族が自立して暮らすことは到底できない。

彼女の陳述によって、私は今までの原告陳述とも重なる以下のような重要論点を考えさせられた。その第一は、総評の賃金綱領草案(1952年)における「全国一律8千円」の法定最賃制確立提起以来、日本で展開されてきた最賃制闘争の目標が単身者賃金で設定されてきていることを発展させなくてはならないとの思いが高まったことだ。「全国一律最賃」要求闘争で理念として大きく想われていたのは、フランス現行最賃 SMIC の前身 SMIG で

あった。その設定根拠となったのは単身者生活費だ。フランスは児童手当などの社会保障給付が日本に比べて充実しているからそれでよいのだろう。しかし、児童手当の存在しないアメリカでの最賃論議では、子どもを養える世帯=家族賃金が問題になっている。働く人本人一人が生活できるとの基準は、先ずなによりも実現せねばならぬ基準ではあるが、児童手当充実に拠って、子どもは社会が育てるシステムを構築せんとする民主党鳩山内閣の意義ある政策展開が、自公内閣復活で潰されようとしている現状では、アメリカ状況を前提に世帯=家族賃金を最賃基準の一つとして設定すべきではないのかと考える次第だ。せめて子供一人分の生活費を上乗せすべきだ。夫婦二人就労で子ども二人が養育できなければ、日本民族は人口論的に滅亡する。幼時から三人以上の集団での社会生活的陶冶の訓練を日常生活で行う場としての子ども三人以上の家族がかなりの程度存在することが、国民の品性資質に意識的共同性社会性が備わるためにごく有用な条件となるとの私の持論からすると、日本国の人口論的滅亡の途は、絶対に歩んではならない途なのだ。

因みに後述の原告準備書面(8)で引用されている日本批准の最賃関連国際条約(ILO 131 号条約、国際社会権規約)は「労働者及びその家族の必要」の充足を最賃金額決定に当たって考慮すべしとしている。

論点第二。パート的労働では収入拡大のために労働時間延長を希望しても、その実現が容易でない現実なのに、被告=国側は月労働時間労基法上限値の 173.8 時間でよしとしている。今回陳述の原告の場合、二ヶ月前に一日 3 時間の契約を「会社に頼み込み」4 時間にしてもらうことができた。それでも月 86.7 時間で、国の基準値=173.8 時間の半分だ。論点第三は、憲法 25 条の理念に基づくと明記される生活保護法とリンクするのみならず、「健康で文化的な最低限度の生活」保障を文言的にも書きこんだ改正最賃法 9 条 3 項に関わる。被告準備書面(4)では、生保基準計算方法において中賃公益委員が「最低限の生活水準とは、先ずは衣食住について考慮すべき」とする判断、法 9 条 3 項の規定に明

ところで毎回の原告陳述では、交際付き合いの費用が支出できず、社会的排除状態におかれていることが訴えられたことが多かった。今回原告陳述ではそれが、子どもにも及んでいることが示された。息子二人が各・月 2,500 円を払って通うサッカークラブに加えて「長男は本当にサッカーが好きで、他の子たちと同じように平日のスクールに通いたい」のだが、「さらに月 8,000 円の月謝を払う余裕はありません」ということや、フラダンス教室に週一回通うのを「いつも楽しみにしていた」娘二人に対し、大変な状況を説明して教室を休ませていることなどである。

示的に反する公益判断が、平然と引用紹介されている。

②-2書面やりとり: A4×26 頁の原告準備書面(8)及び A4×9 頁の被告準備書面(8) それぞれの提出が確認され、前者については田渕弁護士から概要の口頭陳述が為され、後者は書面提出のみとの例のパターンで経過したが、後者については大川弁護士からの鋭い質問がなされ、被告側弁護士は、もごもご言って明解に応答はせずのこの裁判では珍しい口頭やりとりが行われた。

まず被告国の主張への総括的反論となっている原告準備書面(8)を読んで、私が重要と受け止めた主張を紹介する。

第一には、国が「通常の事業の賃金支払能力」を過大に重視して、生保一最賃比較計算方法を歪めているのみならず、その不当な計算方法に基づく逆転額の解消さえ5年も先送りにしてきたとの指摘が為される。最賃法1条が定める法の目的(「労働条件の改善」「労

働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」)に照らせば、 9条2項が最賃金額決定に際して考慮すべきとして挙げる「労働者の生計費」「賃金」「支 払能力」のうち「生計費」こそを第一義的に考慮すべきだったのに、そうしなかったとの 批判である。

私が付加的に言うことを許されるなら、少なくとも生保―最賃比較計算の局面では「支払能力」を一切考慮せず、憲法 25 条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を国が行政上確保している建前になっている生保基準を全労働者が享受できることを実現する立場が堅持されねばならなかったと言いたい。それで計算された逆転額の解消を即時にやるのか何年か掛けてやるのかの判断局面で「支払能力」を考慮するとの手順にすべきだった。。

なお原告準備書面(8)では、関連して、最賃 ILO 条約でも、各国最賃制度においても「賃金支払能力」を最賃金額決定基準に挙げていないことも指摘している。「賃金支払能力」をも考慮して最賃を決定すべしというのは日本特殊の状況なのだ。この点についても、私が追加的に述べるならば、この「支払能力」規定は業者間協定(労働市場買い手カルテル)を最賃制の基礎とおく59年制定の最賃法以来のもので、そのニセ最賃制の内容に相応しいものであった。最賃制度運営への労資対等の参加を謳うILO26号条約違反の59年法を、当時の政府は公労使三者構成の審議会で審議するので問題ないと強弁していた。それなら、労働市場売り手カルテル、つまり労組が自主的に組合規約で決める賃金(ユニオン・ルール)も並行して最賃制の基礎とせねば、労資対等ではない。結局、政府は59年法ではILO26号条約を批准できず、最賃制が無い国との国際的批判を受け続けた。また全国一律最賃制実現が春闘ストにおける統一要求に掲げられることにもなり、68年法改正が実現した。それで現行の審議会方式に移行したのである。その改正の際に「支払能力規定」も削除すべきであった。削除しなかったのは、立法の欠陥だ。できるだけ「支払能力規定」を後景に遠ざける法解釈が為されねばならぬ所以である。

原告準備書面(8)の重要点第二は、それが次の主張を行っている点である。-「公益委員が、最低賃金と生活保護とを比較する方法を決定するに際して、使用者委員の意見に全面的に与して、計算方法に関する労働者委員の意見を一つも採用することなく、現在用いられている計算方法を決定したことは、本来、中立であるはずの公益委員が中立性を放棄したに等しい」。

この主張叙述についても私の追加的コメントを書いておく。裁判の過程で、どう決めようが国の裁量権の範囲だとの立場から、被告国は計算方法の正当性公正性を内容的に積極主張することを一切していない。叙述されているのは、最賃審議会でどう審議されてことが決まったかの経過説明のみだ。そしてその審議会審議は、労使が対立する点すべてで使用者意見を採用して審議会意見としているのである。原告側が「すべての労働者」を救済する視点から上限値をとることで一貫しようとしているのに、公益委員は、生保は働いていない人対象の制度だからとして、勤労しても生保受給となる人の場合に長年適用されてきた制度=「勤労控除」を認めないという法外な使用者委員意見を取り入れ、また、生活扶助基準、住宅扶助基準では対象集団の7割が適用外となってしまう平均値を採用せよとの使用者意見を採り、対象集団の5割が適用されることになる中位数を採れといった中立的提案もしなかった。

重要点第三は、賃金の「今日的な問題」提起である。曰く、1997年以降「他の先進資本主義国が一貫して給与水準が向上しているのに比べ、わが国だけが給与水準の下落に苦し

むという極めて特徴的な現象が生じている」2002年~2008年の景気拡大期にも「労働者が給与の下落に苦しむ一方」だった。「長期の経済成長を謳歌したにもかかわらず、その果実が企業の内部留保→株主への配当ばかりに充てられ、労働者の賃金が改善されなかった」「今こそ」「被告には、最低賃金の大幅な改善が求められている」!!!

私の認識では、組合ほぼ未組織あるいは極少数状態であった戦前期を含め、好況期に賃金が低下したのは、日本資本主義史上初めてだ。そして、それは 1975 年以来の「日本型所得政策」=国家権力に拠らず労使自治の範囲でのつまり組合協力体制での賃金凍結政策の超貫徹なのである。組合の団体交渉に拠る問題解決が困難なこの状況では、国家権力に拠る社会政策の出動が期待される。原告準備書面(8)は、そのことを書いていると私は理解した。

さて被告準備書面(8)に移ろう。これは「本案前の主張について補充して主張する」から始まり「第1 原告らは本件訴えの原告適格性を有しないこと」「第2 「重大な損害を生ずるおそれ」がないこと」の叙述展開を経て、「本件訴えは不適法であり、速やかに却下されるべき」で結ばれる書面である。つまり裁判の第1回から第3回までの期間に争われ、2012年2月に被告がその点での中間判決は求めないとの意思を裁判所に伝えて一応棚上げにした問題を蒸し返して「訴訟の対象となる行政処分には当らない」「原告主張の原告適格を基礎づける法的利益は抽象的かつ不明確で特定個人の個別的利益としての実質を有していない」などを主張するものだ。裁判が本論に入った以降、国の大幅な裁量権があり不当ではあれ適法との不遜な主張を重ねる被告が、改めて最終判決で本論に触れるまでも無く門前払いで原告敗訴に導こうとして行った営為か。

この準備書面に対して法廷で大川弁護士が「最賃法違反の使用者は刑事罰で罰せられるがそれでも処分性が無く訴訟の対象にならないとの主張か」との質問を行なった。が、対する被告弁護士の言は傍聴席では全く聞き取れなかった。次回裁判(11月27日午後)以降、この裁判入口問題での議論が文書あるいは口頭で再び交わされることになる際に、理解を深めたい。

③後段行動

裁判後の横浜地裁周辺デモの写真が、左翼マスコミ=しんぶん赤旗の 20 日付けの報道「子の成長にも収入で格差が… 最賃裁判口頭弁論 5 子の母訴え」で北海道から沖縄にまで伝えられた。デモ最前列に水谷・労連議長に並んで、畏友・牧野富夫兄、小越洋之助兄が、横断幕を掴んで歩んでいる。帽子をかぶった私は 2 列目、水谷議長の後ろに田渕弁護士と並んでいる。

デモ終了後の報告集会(於:横浜合同法律事務所大会議室)での諸発言は、いずれも有用だったが、人生の困難な局面に立たされながらも勇気をふるって法廷陳述を行った女性原告の発言に特に感銘を受ける。社会の低賃金を何とかしなくてはと多くの人々が行動していることを経験し、今後いろいろ学んで行動参加をしていきたいとの趣旨の発言だった。裁判は今後、個々の原告の損害立証の段階に入るが、来春に佐村裁判長が多分異動になるので、裁判進行はやや遅れるだろうとの田渕報告や、水谷議長が神奈川県労委使用者委員との談話で聞き出した神奈川地賃審議での裏話の紹介などもあった。今回の神奈川最賃改訂は、中賃目安+19円より1円安い+18円で決まりそうになったが、交代辞任直前の一人の公益委員が目安通りの決定を強く主張し、投票の結果+19円となったといった裏話

である。公益委員のこの程度の気骨ある行動も、珍しい話しなのではないか?!(10月1日)

「NPO かながわ総研「研究と資料」No.181-2013 年 12 月 1 日刊-13-15 頁改訂版]

神奈川最賃千円裁判傍聴記(十二)下山房雄(かながわ総研元理事長) 2013年11月27日神奈川最賃裁判第12回。関連の行動は、横浜市役所くすのき広場を9:20 出発、ベイスターズ通りを進んで裁判所までのデモ行進、13:15 傍聴席抽選(83 席に90人で7人外れ 私は当り)、裁判傍聴13:30~13:50、報告集会14:00~14:45 という具合に行われた。裁判は、原告準備書面(9)と被告準備書面(9)の提出確認(以下前者を α 、後者を β と略称)から始まり、次いで恒例にしてきた原告陳述が行われ、さらに α の要約陳述が田渕弁護士によって為された(β の口述は例によって無し)後に、次回裁判日程の調整決定(14年2月12日10:00~)があって終わった。

今回陳述の原告は前職―デイサービスセンターの正社員、現職―社会福祉協議会の非常 勤職員(1年契約更新で7年 時給970円)で、60歳の母親と二人世帯の34歳女性。仕事の苛酷さ、労働条件の低劣さが切々と述べられる。前職の場合は、正社員といいながらボーナスは無く、人手不足で8時半始業の昼間は事務スタッフとして働き、夕方から夜10時半までは介護スタッフとして、つまり二人分しかも休憩も取れない過度労働で働きながら、残業代無しで月収14万円、それが遅配欠配にもなる。この状態10ヶ月の勤務で、ストレス過多からの極度の身体不調になり、さらにその3ヶ月後に甲状腺腫瘍が発見され、ショックで徹底落ち込んで退職に追い込まれた。現職は前々職と同じ職場だが、通算7年勤務の経過で仕事は変わっているのに時給は殆ど変わらずの状態だ。手取り月収11-12万円で「生活はとてもたいへん」ということに当然なるが、日々の生活が困難であることは人生の行路で新局面への展開が不可能で停滞した生涯に追い込まれてしまうことである。陳述では、そのことが「20万円の費用が工面できないため、未だ手術の目途はたっていません」、正社員への途が開ける社会福祉主事資格を取得すべく教育を受けるにも「お金がかかります」、「お金が無いと、新しい事にチャレンジする機会すら得られなくなる」といった叙述で表現された。

この陳述を聞きながら、私は新自由主義経済思想あるいは新古典派経済理論の非現実性に改めて腹を立てた。アベノミクスの「第三の矢」は、衰退産業から成長産業へ労働力を移動させるために、雇用保護規制を取っ払うというものだが、労働需要が増大している福祉関連では、賃金・労働条件は低劣のままだ。この状況のもとに衰退製造業で解雇が為されれば、低劣賃金労働条件でもやむなく福祉分野に再就職し、良い仕事は出来ずに転々として結局良質の福祉サービスが社会的に供給されることはない。

アベノミクスの経済思想=新古典派ミクロ理論では、自由な市場が最適な資源配分と適切な所得配分をもたらすはずだ。産業の転変に伴って必要となる労働移動=労働力再配分は、自由な労働市場が保障するはずなのである。だったら労働需要増大の福祉分野の賃金が上昇して、そこに新卒労働力が集中し、また衰退の製造業から労働力がそこに自発的に移動することにならねばならない。しかし、現実には福祉サービス需要の主体は貨幣を充分には持たない庶民で、福祉の必要はあってもそれが市場で貨幣をともなう有効需要にはならない。ケインズ思想=マクロ理論の左翼版に従って、社会保障制度に拠る国家介入で福祉に資金を投入せねば、あわせて最賃制によって福祉分野を含む底辺労働市場の相当な賃上げを強制するかせねば、つまり市場論理だけでは社会的需要は充足されないのだ。

ところで α は、被告準備書面(8)への反論である。この書面(8)は、原告に原告適格性が無いとのこの裁判の初盤で被告が提起し裁判所に相手にされなかった主張を繰り返

すことに加えて、行政事件訴訟法 3 条 6 項のいう「行政庁が一定の処分をすべきであるのにこれがなされないとき」の訴訟=「義務付けの訴え」においては、同法 37 条の 2 第 1 項が「一定の処分がなされないことにより重大な損害を生ずるおそれが」なければ訴えは起こせないとしていることに拠って新たに次の様に主張する。一「地域別最低賃金の改正決定がされないことによって生ずる損害は日々の経済的損失であるから、その損害の性質上、行訴法 37 条 2 第 1 項における「重大な損害」が生ずるとは認めがたい」

私の読むところでは、αは、このような被告の議論に対して、次のように力強く論駁する。第一に、最賃千円以下の労働者は生活保護法3条2項の「健康で文化的な最低限度の生活水準」維持ができないのだから、生存権が侵害されている。第二に、生保水準不充足の現状は「単なる経済的打撃を原告らに与えているのみならず、原告らの生命や健康に対する侵害の危険を含む」。第三に最賃金額<生保基準の現状は「原告らから子どもに教育を受けさせる機会や、結婚、出産、育児の機会を奪うことにもなっており、事後的な金銭賠償による回復を甘受させることが社会通念上不相当なものである。」

 α は、このような論理を立てた上で、その論理の実態的裏付けとして、前回までの 10 回の裁判における計 11 人の原告陳述を次の 6 項の下に抜粋引用する。①「原告らは最低賃金ギリギリの低賃金で生きていくために、仕事の掛け持ちや長時間労働を余儀なくされ」「通常必要とされている人間関係の構築も容易ならぬ状態にある」②「長時間労働などの無理がたたり、体調を崩している者もいる」「まさに原告らの生命や健康に対する危険が生じている」③「低賃金・低収入の状態は、原告らの自立、結婚、出産の機会も奪っている」④「親の低賃金・収入のしわ寄せが子に受け継がれてしまい、子の教育等の機会が失われている」⑤年金受給「年齢に差し掛かっても、年金額の引き下げや支給年齢の引き上げによって 60 歳以降も最低賃金ギリギリの時給で働かなければ生活できず、他方で医療費等はかさみ、低賃金・低収入による不安定な生活は変わらない」⑥原告らは「まじめに働いただけの収入を得て、人として当たり前の生活をしたいと思っているだけ」「しかし現状は、働いても、生活保護基準よりも低い収入しか得られず・・・その生活に心身ともに疲弊しながら、この裁判を提起し、現在まで続けている」。

こうした α の論理と実証は、今回裁判の原告陳述の内容にも貫かれている。けだし、職業資格が取れず、治療手術も受けられないのは「重大な損害」に他ならず、生命を失う損害は「事後的な金銭賠償による回復」で甘受できるものではない。

さて β の主張であるが、それは①最賃法改正の「生活保護に関わる施策との整合性に配慮する」とは生保基準以下にならぬよう「配慮すべきことを求めるにとどまる」もので、下回っても違法ではない ②最賃決定基準の3要素(生計費、支払能力、賃金)は「互いに軽重が無く」、国際条約も賃金支払能力を考慮することを排除していないなど、従来の被告主張のほぼ反復にすぎない。ただし「平成25年度の神奈川県最低賃金の改正決定により」最賃一生保の「乖離が解消されたことを主張する」と宣言口調で述べていることが新しいといえば新しい。しかしながら、その強弁は生保基準の非科学的不公正的計算によっているわけで、到底承認できるものではない。せめて生保基準の計算には、事業支払能力を考慮すべきではなく、生計費観点一本槍で計算すべきであり、それでも乖離が解消できなければ、それは事業支払能力考慮の結果と主張すべきではないか。

乖離解消の誤認的認識と生保改悪政策強行が結合すれば今後最賃金額は引き下げ趨勢に 逆転しかねない。この裁判に勝利せねばと改めて意志を固める所以である。(12月2日) 「NPO かながわ総研「研究と資料」No.182-2014 年 2 月刊]

神奈川最賃千円裁判傍聴記 (十三) 下山房雄 (かながわ総研元理事長)

2014年2月12日、神奈川最賃裁判第13回の日である。開廷10時からの裁判傍聴席84に対して傍聴券抽選時に並んだのは厳寒のためか56人だった。事後の報告集会出席の原告9人、弁護士5人を併せた数字に56人を足し、それに遅刻早退などを考慮すれば百人弱の人々が、この日の行動―裁判所前の事前宣伝活動30分弱、裁判30分弱、事後の街頭デモ宣伝30分弱、報告集会1時間弱―に参加したように思う。

裁判は、原告側の二つの文書(「準備書面(10)」と「立証計画」)提出を裁判長が確認した後、恒例の原告冒頭陳述が行われた。44歳男性の原告はスーツとネクタイを着けた整った姿で、A4用紙3.5枚の陳述をきちんと読み上げた。その内容は毎回の原告陳述と共通で、ディーセントでない労働と生活の実態、そこで度々打撃を受け挫けながらなお立って生き抜こうとする尽力、そして裁判原告になり法廷陳述を行う積極的意志、これらを聞かされ、私の胸が詰まり、怒りがこみあげる。幾つか引用しておこう。

「困窮していたため、40度の熱を出して倒れても、アパートで一人寝ているしかできず、布団にくるまりながら、不安と孤独におしつぶされそうになった」「「今月いっぱいでもう更新しないから」と言われたのが、その月が終わる4日前でした。低賃金で働かされ、使い捨てにされる、人間扱いされていないことを肌身で感じました」「出勤途中の駅で気を失って倒れてしまいました。診断名は『うつ病』でした。・・・思い詰めてしまった私は、絶望して、アパートで大量の酒と睡眠薬を飲んで自殺を図った・・・去年S状結腸憩室炎で人口肛門になるかもしれないと医者に言われたときに心から神に祈りました。・・・昨年末にキリスト教会で洗礼を受けました。・・・今はこの信仰が私の心の支えです」

原告陳述に続いて田渕弁護士が、二つの原告提出文書の要約的説明を行った。ここでは 私の要約的説明を書いておく。―被告は 2013 年の神奈川最賃引き上げで最賃―生保の「逆 転現象」が解消したと主張するが誤りだ。とりわけ生保支給金額決定の行政の場で行われ る「勤労控除」が数値の多寡で問題どころか全く考慮要素の外つまり考慮ゼロになってい る。この不合理さを明白に示すために、19 才単身男性が時給 868 円~1400 円、労働時間 173.8 時間(国採用基準) 155 時間(原告主張)で働き、生保住宅扶助横浜一般基準 53,700 円特別基準69,800円適用をそれに組み合わせた16事例について生保支給金額がそれぞれ いくらになるかを算出することを求める (=求釈明)。被告が、「労働者の生計費」のみを 考慮すべき最賃―生保比較局面に「賃金支払能力」を持ちこむのみならず、その「支払能 力」を重視し「生計費」を軽視する比較技法を選択したのは「二重の誤り」だ。この誤り を正すため、世界の最賃制度に詳しい専門家、憲法25条27条を統一的に理解すべきこと を明らかにする専門家、保障さるべき最低生活費の専門家を証人として、また敵性証人と して比較技法において使用者側意見のみを採用した2008年中央最賃の会長を申請したい。 さらに原告に生じている損害が「経済的損失の範疇を超え、人格権の侵害に直結する取り 返しのつかない」 損害となっていることを原告約 10 名の本人尋問によって立証したい。 ― こうした原告の「求釈明」「立証計画」に対する意見を裁判長から問われた被告側は、「求

来明」に対しては回答不要と答え、中賃会長証人も不要と答えた。そこで裁判長がとりなす形で「勤労控除考慮の場合の生保支給金額を原告側が計算し、それに被告側反論があれば次回裁判で提出することでどうですか」と言い、原告側が了承してそうする運びとなった。その次回裁判は4月16日水曜午後4時~。傍聴空席無しにと思う。

「NPO かながわ総研「研究と資料」No.183-2014 年 4 月刊]

神奈川最賃千円裁判傍聴記(十四)下山房雄(かながわ総研元理事長) 神奈川最賃裁判第14回は、2014年4月16日午後4時から15分あまりで行われた。開 廷20分前の傍聴券抽選時点では、定員84名に対し傍聴希望の列は76名―つまり外れ無し。 その後の開廷までに駆けつけた人で法廷は満杯になり、前回傍聴記末尾に書いた「傍聴空 席無しに」の思いは叶った。

意味することは不明だが、4月新年度で交代するのではと予想されていた佐村浩之裁判長は変わらず。法廷はいつものパターンで淡々と進行する。まず原告準備書面 (11) の提出を裁判長が確認、ついで原告陳述があり、さらに田渕弁護士による準備書面 (11) の要約説明。いつものパターンでないのは、3月12日に被告に渡っているはずのこの原告準備書面に対する反論となる被告準備書面の提出が無かったことだ。反論困難で立ち往生しているのか。裁判長に対して反論作成のためあと一ヵ月半くださいとの被告要望で次回裁判は、6月9日午後4時からと決定された。

今回陳述の原告は、時給900円のアルバイト。電子機器基盤組立工場で働く27歳の男性。ボーナス無し、一日労働時間は、実働8時間に昼休憩1時間、3時休息時間10分を挟んで拘束9時間10分労働で、週5日勤務制。私が1979年に行った休憩時間等の調査では(労研編『勤務時間制・交代制』所収)、tea-time的な「休息時間」は、休憩時間ではなくて労働時間扱いが通例だったが、現在では有給休息時間はかじり取られて無給になっているのか。アルバイトであっても、残業もあり、土曜出勤もある。それで月々の手取りは12~13万円。母親との同居生活で何とかやりくりしているが、靴下、下着の更新もままならず、友人との付き合いもできず、興味ある講演会にも交通費を気にして行かない、ましてや結婚一家族形成はとても困難と言った生活である。こうした状態はこの青年に特別なことではなく、いまや広範な社会現象だろう。最賃引き上げの社会的意義の大きい事を改めて思わせる陳述だった。

原告準備書面(11)は、この傍聴記の前回で紹介した「勤労控除考慮しての生保支給金額」16 ケースについての原告による 2013 年度時点での計算結果を示すものである。結果は「時給 868 円で働く場合はおろか、時給 1000 円、1200 円で働く場合であっても、生活保護の受給対象に含まれる」などであって、生保一最賃の「逆転現象が解消されたなどとは到底言えるものではない」との書面結論を力強く根拠づけるものだ。なお準備書面の「まとめ」において、最賃一生保比較の政府=中賃技法の五つのインチキのうち、数字の多寡の問題ではなく全くゼロにされている「勤労控除」無視の不合理さが「極めて不合理さが際立っている」と指弾されている。正当な指弾だ。被告=国は何と答えるのだろうか。興味しんしんで待たれるところである。

この裁判の過程では、中賃の場で経営者委員から「生保は働かないことが原則だから勤労控除は問題にならず」とのデタラメ極まる議論を公益委員が批判もせずそのまま容れた経緯だけが被告から説明されていた。因みに、今年3月26日の参院厚生労働委員会での日本共産党小池議員の「勤労控除も当然算入すべき」との質問に対する労働基準局長答弁は、勤労控除は「直接的に衣食住の水準に関連するものではないことから、公益委員見解においてもこれを考慮しない」と考えるというもの(神奈川労連刊『最賃裁判には夢がある』150頁)。勤労必要経費無視のとんでもない考えだ!必要経費を賃金から控除した残りで衣食住を賄うのだから、経費控除で比較せねば生保基準の衣食住生活は確保出来ないのに!!

「神奈川最低賃金千円以上裁判」(14年6月9日)傍聴記

牧野富夫 (労働総研顧問)

(1)「逆転現象」雑感

「最低賃金と生活保護の"逆転現象"」という言い方を、私はなるべくしないことにしている。理由は、それが言外に「働いた代価である賃金(最賃)」が「働かずに受ける生活保護」よも高くて当然だ、という「判断」を前提にしているように思えてならないからである。だれもが知っているはずの憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として、それを国に義務づけている。みてのとおり、働いていようと働いていまいと、憲法は等しく「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を「すべての国民」に保障している。なるほど働くことなしに人類は生存できない。働くことで人は磨かれ成長するなど働くことの意義は大きい。たしかに働くこと=労働は尊い。しかし、だからといって、最低賃金が生活保護より高くてはならない、ということにはならない。

憲法第27条2項は、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とし、最低賃金や最長労働時間などの基準を法定するよう国に義務づけている。その賃金についての具体化が最低賃金法にほかならない。その第9条3項では「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と定めている。ここで「整合性の配慮」を求めているが、最低賃金は生活保護を「上回るべし」とはなっていない。当然である。国民の「最低限度の生活」に"二重底"があってはならない。

いま安倍政権は、生活保護バッシングを異常に強め、これをテコに社会保障全体の抑制や、最低賃金の引き下げをねらっている。これは政権・財界サイドからの「逆転現象解消」論を逆手にとった攻撃ともいえる。この国の最低賃金と生活保護は、ともに貧困である。とくに生活保護利用者へのスティグマは目に余る。「逆転現象」論が"生保スティグマ"を助長してないか、私たちは想像力を逞しゅうすべきである。双方の引き上げ・改善こそ求められる。働きたくても働けない障害者・高齢者などの「いのち」・「生存権」と、働いて賃金を得ている人々の「いのち」・「生存権」に軽重はないし、あってはならない。

(2) 原告 S さんの陳述の重さ

6月9日の横浜地裁での原告Sさんの陳述には、いくつもの重大問題を含んでいる。Sさんは、高校を卒業後、引き続き現在の仕事に就いている。半年の「期間従業員」(非正規雇用=試用期間?)を経て「正社員」になり、現在に至る。その間、いくつか変化があった。まず、2005年に親企業が変わり、それまで約400万円だった年収が一挙に約300万円に下がった。許されない暴挙である。同時に、上司の「恣意的な評価」で賃金を決める「成果主義賃金制度」が導入され、以降、春のベースアップ期にも賃金が上がらなくなった。さらに、08年のリーマンショック後、大幅に賃金がカットされ、爾来、手取り13万円という「食え

ない賃金」をおしつけられている。「食えない賃金」は賃金とは呼べぬ。

これではとうてい生活できないので、S さんがその旨会社に訴えたところ、「本務に影響が出ない程度に自分で稼げ」といわれ、以来ずっとコンビニでアルバイトをしている。ゆえに休日なし、だ。私はこういう経営者に殺意を覚えるが、S さんは我慢強くダブルワークを続けている。アルバイトの時給は 870 円(神奈川県の地域別最賃 868 円プラス 2 円。深夜 1200 円、早朝 920 円)である。健康を犠牲に平日は正社員として、週末はアルバイトで深夜も働く、という「生活」(これは人間の「生活」ではない。奴隷制の末期には奴隷にも休日があった)だ。これでも S さんは「他の原告より私は恵まれている」という。

こう陳述した S さんは、現在 40 歳の独身男性である。「自分のこともどうなるかわからないのに妻や子どもを養う自信なんてありません」と心情を披瀝し、「最低賃金を引き上げて賃金の底上げをするしかないと思います」と訴えた。この訴えは、重い。怒りを禁じえない。もし私自身が S さんのような境遇におかれたら、生きてゆけるだろうか。そんな想像をめぐらせながら、S さんの誠実な陳述を聴いた。

(3) 安倍政権の最低賃金制への対応

安倍晋三なる人物は、「世界で一番企業が活動しやすい国をめざす」と公言し、「規制改革」という名のブルドーザーで「岩盤規制」と政権・財界が敵視する労働法制を破壊している。最低賃金制と最長労働時間制は、かれらにとって「岩盤規制」の最たるものである。いま産業競争力会議などは「新たな働き方」なる偽りの看板のもと、「残業代ゼロ」の合法化をねらい、労働時間規制の破壊に狂奔している。米日財界のため安倍政権がめざす「企業天国」では、最低賃金制や最長労働時間制などがあってはならない。国際社会の手前、形だけ残す、という魂胆である。その解体工事が産業競争力会議ほかで「労働時間規制」から始めている。

最低賃金制の解体工事が後回しにされた理由は、それが低すぎてあまり邪魔にならないからである。政権や財界には「かわいらしい最低賃金」はむしろあったほうがよい、という判断もありうる。生計費無視の低い最低賃金は「市場賃金の重石」として役立つからである。もっとも、この国の労働時間法制も穴だらけであるが、「残業代ゼロ」を合法化するには邪魔なのだ。

千円以上の最低賃金は待ったなし、である。生活保護との「整合性の確保」も待ったなし、である。裁判で原告団が「整合性の欠如」を"被告=国"に事実上認めさせている。事実上ではなく「公然」と認めさせ、確たる是正を勝ち取ることだ。あわせて、全労連や連合などナショナルセンターには、全国一律最低賃金制の確立に向け運動を強めてほしい。さすがに全労連の運動方針にはそれが結成時からドンと座っている。だが、「座りっぱなし」では展望がない。すっくと立った全国一律最賃制確立の運動を軸に、それがナショナルミニマムの基軸であることを広く国民に訴え、たたかいに血を通わせようではないか。

以上

[NPO かながわ総研「研究と資料」No.185-2014 年 8 月刊 投稿原稿]

神奈川最賃千円裁判傍聴記(十六)下山房雄(かながわ総研元理事長)

第4次厚木米軍基地爆音裁判の行政訴訟部分で初の夜間早朝飛行差し止め判決(ただし 自衛隊機のみ差し止め 東京新聞社説 5月23日タイトル「米軍に白旗でいいか」で批判さ れねばならなかった苦肉の判決)を行った佐村裁判長が、横浜地裁を転出したために裁判 官交代となった裁判の2回目が8月4日に行われた。前回行われるべきだった石井浩(裁 判長)、倉地康弘、穂苅学という判事新メンバーに対する「更新弁論」が三人の弁護士(12 人で構成される弁護団の団長一小賀坂徹、最長老顧問格だがなお弁論一線で闘う大川隆司、 毎回の裁判で裁判長とやりあう主任弁護士の田渕大輔)の陳述で今回なされた。

中央最賃審議会の今年の目安改訂答申(7月29日)を巡っての報道や要求運動展開があったことに加えて、夏休み自由研究の中高校生らしい人たちの参加もあり、抽選時10:15に行列に並んだ人は丁度百名で、当選の私を含め傍聴席は満席となった。10:30に開廷、新判事たちに佐村裁判長時の弁論を総括復習させる「更新弁論」が展開されて、11:05に終わる。弁論の解説、原告や東京(新宿 文京)など各地からの参加者挨拶が行われた恒例の「報告集会」の後、この日は特別に日本大通りの裁判所から馬車道の神奈川労働局までのデモと1000分ハンガーストを含む座り込みがなされた。神奈川労働局では、中賃提示の目安=プラス19円を受けての神奈川地方最低審議会が開かれていたのである。81歳の私は、デモまでの参加で申し訳なくも行動から引退。勿論そのためではないのだが、この日の地賃の審議決定は現行868円+19円=887円に留まる答申であった。

さて、今回裁判の中身を成す「更新弁論」のうち私が受け止めた特徴点を記しておこう。 ①小賀坂さん:今日、非正規労働者が4割を占め、その少なからぬ部分が最低賃金ギリギ リで働いている。その最賃が生保水準を下回っている現状は、憲法25条、27条への違反 だ。この違憲状況を是正しようとして「生活保護法に係る施策との整合性に配慮」と定め た9条3項設定の2007年法改正が行われた。しかし、本訴被告の国は「すべての労働者に ついて、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよ う最低賃金を定めることは、法9条3項の予定するところではない」と主張、行政裁量権 をかざして正当化する誤った不公正な計算法による比較で、最賃<生保の乖離は解消した と強弁している。原告陳述にみる生活具体例に照らしても、憲法 25 条などへの違反は明白。 ②大川さん:1) 憲法の生存権勤労権に基づく労働条件規制の領域での行政裁量権の限界 2) 労基法1条の「人たるに値する生活」必要充足の観点から最賃金額を具体化する必要 3) 遵守すべき関連国際条約では「労働者本人のみでなくその家族の生活をも保障できる ように最低賃金の水準が設定」さるべきなのに、最賃行政ではその「観点が全く欠落」。家 族生活維持の国際基準不充足どころか、単身「若年労働者の最低限度の生活保障という 役割さえ果せない水準、すなわち「重大な損害を生ずるおそれ」(行政事件訴訟法第 37条の2)を裁判所が認定すべき水準、にまで低下している」つまり「二重の」違 法状態。

③田渕さん:被告が許容されるべきと主張する行政裁量権は逸脱濫用があってはならぬところ、「労働者の生計費」の生保基準と最賃基準との比較技法決定の場で「支払能力」配慮の思想から「勤労控除」を無視するなどの5点の不合理を容れており、生保基準に到達するには500円以上の不足となる状態を「逆転解消」と称している。そうした自由裁量は「到

底認められない」。

以上の①②は、佐村法廷で展開された弁論の復習であるが、②は弁論の現時点での新たな補強と私は理解した。三年前にこの裁判傍聴に参加した時点での私の認識は、法定最低賃金の金額はせめて働いている本人一人の独立自立の生活を保証するべきものとの思想のもとにあった。しかし、本訴各回法廷の原告陳述聴取を重ねるうちに、社会保障不備、住宅・教育などの有償市場経済傾斜の日本では、若年単身生計費のみならず一定モデル(例えば3人子供を夫婦で扶養として単身+1.5人=2.5人家族 等価可処分所得算出方法を援用すれば単身生計費の $\sqrt{2.5}$ 倍=1.58倍は必要)との比較で1000円要求が如何に謙虚なものかをPR すべしという思想に成った。昨年9月18日の神奈川最賃裁判第11回の傍聴記で「働く人本人一人が生活できるとの基準は、先ずなによりも実現せねばならぬ基準ではあるが、児童手当充実に拠って、子どもは社会が育てるシステムを構築せんとする民主党鳩山内閣の意義ある政策展開が、自公内閣復活で潰されようとしている現状では、アメリカ状況を前提に世帯=家族賃金を最賃基準の一つとして設定すべきではないのかと考える次第」と書くに至ったのである。

くすべての労働者について、最賃だけで生保基準が充足できる最賃金額決定をやっているわけではない>というのが被告国側の主張なのだが、他方、原告側の公正な比較技法では例えば生保生活扶助基準では最高の一級地をとって「すべての労働者」が生保基準を充足するよう計算されている。しかし算術平均を使う中賃=厚労省方式では単身生計者でも65%は除外されてしまう。「すべて」と言わなくともせめて半分が救済される50%値=中位数を採用して「公正」を主張するくらいの良識があってふつうと言えるのではないのか(第8回傍聴記の註参照)。そうした被告の非良識に加えて、これまでの被告原告の勝負では、家族持ち労働者については初めから最賃一生保比較の対象から外され、その意味で「すべての労働者」対象ではなかった。これからはできるだけ「すべての労働者」対象に広げるように家族扶養の労働者の生計も要因に入れての考察と主張をしていこうではないか。

ところで、被告国側の論の謬は余りにも明らかだが、それが判決で原告主張のとおりの認論と判定されるには、運動をもっと高め広めねばと改めて思わせる事象が、今回あった。マスコミの「発表ジャーナリズム」ぶりである。安倍政権の戦争政策への傾斜を批判し、従来見向きもしなかった政権批判のデモ集会もかなり報道するようになった「東京新聞」でさえ「働いて手にする賃金が生活保護の給付を下回る現象も課題だったが、逆転している五都道府県はやっと解消する」と書いた次第だ(7月31日社説「最低賃金改訂 貧困から抜け出す額に」)。因みに「赤旗」7月31日主張では「これまで生活費保護水準より最低賃金が低かった・・・5 都道府県では「逆転」が解消する見込み」との叙述であった。逆転に鍵括弧をつけて〈当局発表ではそうだが実際は違う〉と解釈したいが、そう出来た読者は多くはないのではと考えた。私の購読紙はこの2紙なのだが、他紙はおして知るべしと判断してよいのだろう。裁判開始以来3年も闘ってきたのに、生保(単身者)〉最賃の乖離が「時給にして500円以上、月額にして8万円以上」との原告側の主張が広まらす、欺瞞の当局発表しか報道に引かれない不公正状況が克服されないのはまことに残念という他ない。しかし挫けず頑張ろう!!

次回裁判は 10 月 22 日 10:30~。そこに被告が今回法廷での原告主張への反論を提出せよとの裁判長の指揮であった。(2014 年 8 月 26 日)

神奈川最賃千円裁判傍聴記 (十七)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

前日に続いて雨天だった 10 月 22 日 10:27~10:47、四年目に入った神奈川最賃裁判第 17 回が開かれた。恒例の裁判所前宣伝活動に続いて、84 席の傍聴券抽選の行列は 83 人で、抽選無し。抽選時限に遅れた人が 7 名で、傍聴席は満席になった。

開廷後まず、被告準備書面(11)と原告準備書面(13)の提出が確認され、ついで38歳男性 現職タクシー運転手の以下概要の原告陳述があった。<パソコン関連会社正社員、商業派遣 社員、発電機コンプレッサーのリース会社正社員、いずれも苦境に追い込まれてそこから転 職、2007年に現職に就く。08年リーマンショック、11年東日本大震災の影響下、売上不振 が著しく、売上30万未満で歩合45%がつかず基本給12.6万円のみ、夏冬のボーナスも無し の現状。最賃を割っているタクシー業界のこの状態に憤って、訴訟に参加。労働者が置かれ ている苦しい現実に目を背けずに、最低賃金を1000円以上とする判決を>

それから、田渕弁護士の準備書面(13)に拠る説明が為された。被告準備書面(11)は<最 賃金額決定の行政行為は、法的に充分に許容される「裁量」の範囲だ>と言うばかりで、原 告の[最賃<生保]の逆転解消はないとの主張への反論にはなっていないとの説明である。

以下、裁判長と田渕弁護士とのやりとり一石井「原告の立証計画は?」 田渕「原告の逆転不解消論に対する被告の明確な反論が無ければ…」 石井「反論は為されている」 田渕「被告側の反論がもう無いのならば次回までに立証計画を提出する」 石井「11月25日までに立証計画提出を。次回裁判は12月15日午前10時半。」

閉廷後、約1時間の報告集会、それから裁判所周辺から横浜市役所に至る昼休みデモで、この日の行動は終わった。報告集会で注目された三つの発言を記しておく。

一つは裁判長の訴訟指揮を巡る小賀坂弁護団長の解説である。<前回裁判で、最賃生保 逆転現象解消との明確な反論をと被告に要求して今回裁判になったのに、今回はもう反論は 必要無しとの訴訟指揮であった。裁判所が、逆転解消問題について、論点の存在は了解して いるが、内容的に理解してはいないということ。>

もう一つは、傍聴に参加した国公労連宮垣委員長の発言(中央単産幹部が傍聴に参加したのは生協労連に続き2人目で、神奈川の闘いの広がりの一つの現れと私は受け止めた)。 <政府は、国家公務員の賃下げを地域差拡大の方向で進めている。沖縄等の民間低賃金12県の調査に基づき、2%賃下げを行い、その原資で東京などを引き上げる策だ。またタクシー規制緩和による業界の困難に対しては、鉄道バス等他の公共交通機関に対すると同様の補助金を出して、最賃引き上げに対応すべきなのに、そうしていない。> 「日本経済再興」に不可欠な賃上げに政府が直接介入できるのは、最賃制と国家公務員の賃金であるのに、全国一律的な賃上げ政策選択をしていない安倍内閣の現状に、私は改めて矛盾を感じた。

三つ目は、生活と健康を守る会からの生保基準引き下げ(最大 10%、平均 6%)に対する 抵抗闘争(審査請求 違憲訴訟)の発展の報告であった。我々の最賃訴訟が、[最賃<生保 基準]逆転現象の最賃法 9 条 3 項による解消を一つの要としていることからしても、注目さ れる闘争展開であった。この生健会、最賃訴訟原告団に年金引き下げと闘う年金者組合を加 えた、国民の生活権を謳う憲法 25 条に拠る三者の連帯共同闘争のアピールが改めて為され もした。

ところで、裁判原告事務局では、傍聴希望者に裁判関係書類を毎回印刷配布する労をとっているのだが、今回も上述の二つの準備書面(被告(11) 原告(13))のほか、10月7日付けの被告「上申書」が配布された。準備書面は、裁判官がそこで提起されている論点に対応すべき書面だが、上申書は「聞きおく」ことで済ませて構わぬ性質の書類だそうだ。しかし今回の「上申書」は「貴裁判所におかれては、速やかに弁論を終結するよう上申する次第」を結語とするもので、今回裁判の「被告反論必要無し」との裁判長訴訟指揮に影響を与えていると私は理解した。そこで、この8頁の上申書の要約をここで紹介しておく。

上申書は、まずこの裁判の初期に被告が固執した主張―「原告らの本件訴えは不適法として却下されるべき」との主張を繰り返す。曰く地域最賃金額決定行為は「一般的抽象的な規範を定立する行為であるから」行政取消訴訟の対象となるような「処分性は認められない」、原告らは原告適格性を有しない、申請を前提としない行政行為の義務付け訴訟の要件たる「重大な損害を生ずるおそれ」がないとの主張である。

そのうえで「本案の主張は尽くされている」として「速やかに弁論を終結さるべき」と上申する。昨年11月27日の12回裁判で「原告らは、主張は尽くしたので立証計画書を提出する旨」述べたのに、「現在においても、人証申請、陳述書の提出を行なって」おらず、最賃一生保水準比較の被告の「計算方法が不合理である旨の主張」を繰り返している、被告の「およそ全ての労働者について、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう最低賃金を定めることを法9条3項は予定して」いないとの主張に対して、原告は「独自の解釈に基づく主張を繰り返すばかり」で「これ以上、期日を重ね主張のやりとりをしたところで、争点が整理されるとは思わない」との主張だ。

この、原告主張が「全ての労働者について」最賃=生保となるようにとの「独自の解釈」だという被告の言い方に、私は猛烈な反感を覚える。いかなる主張もいずれも独自特殊なものであるところ、わざわざ「独自」と表現して、原告主張が何か並はずれた破格の論理のものとのニュアンスを含ませている。しかし、不公正非科学的な比較技法を裁量の範囲と強弁する被告の主張こそ、並はずれた破格の論理なのだ。

「全ての労働者」についていえば、原告側の主張は二重の意味でそういうことではない。まず単身労働者についての比較を前面に論じていて、シングル・マザーなど扶養家族を抱えている労働者については、当面は最賃=生保とならず最賃金額千円以上でもって「逆転解消」に一歩でも近づくことを要求している。また単身労働者についても、公正・科学的比較技法に基づけば、最賃時給1500円近くまで引き上げねば最賃=生保とならぬところ、当面千円以上と節欲した要求にしているのだ。逆に、被告国側の主張の中には、生保の生活扶助基準の比較の場合に、34%しかカバーしない加重平均値をとるなど(「傍聴記8」参照)、その「全ての労働者」を最賃=生保とする必要はないとの裁量は、7割つまり大部分の労働者が適用にならなくて構わぬとの主張なのである。そんな主張を司法に是認させてはならない。

と、ここまで書いたところ、畏友=伍賀一道さんの新著『「非正規大国」日本の雇用と労働』(新日本出版社刊)が宅急便で届いた。その302頁「最低賃金の実質化」の節にある叙述を引用して今回の傍聴記を閉じることにしたい。―「2011年6月、神奈川県内の労働者68人が「生活保護を下回る最低賃金額は違憲」として1000円への引き上げを求めて横浜地裁に提訴した。生存権保障と労働権保障を結合した新たな裁判闘争である。この最低賃金裁判

に勝利することは、「家計補助型」パートを前提にした現行最低賃金水準からの脱却に向けた大きな手がかりとなる。」

神奈川最賃千円裁判傍聴記 (十八)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

18 回裁判─2014 年 12 月 15 日 10:30~10:45 開催のこの日のわれわれの行動も、①裁判所前での事前宣伝集会②傍聴券抽選③裁判④報告集会⑤裁判所→横浜市役所の昼休みデモのパターンで行われた。抽選の折に並んだのは 84 席に対する 53 名で抽選無し。傍聴者が結局 60 名、他に原告 10 名、弁護士 5 名ほど、計 80 名近くの行動展開であった。

裁判そのものは恒例の原告陳述が 10 分余り、裁判官と両側弁護士―三者の多少のやりとりのパターン。陳述した原告は、老人ホームの調理補助パートとして時給 950 円(手取り月賃金約 13 万円)で働く 26 歳女性で、4 人体制で朝・昼・間・夕食 110~225 食分を作る過酷な労働や同居の親がかりの非自立の生活、友人との交際場面での窮屈な有様などが、切々と述べられた。

裁判官とのやりとりは、この間すでに提出されていた原告側の「証拠申出書」(11 月 25 日付け) α と被告側の「意見書」(12 月 15 日) β を巡るものだ。 α が、学者 3 名(小越洋之助一最賃制研究の経済学者 金沢誠一一最低生活費研究の経済学者、遠藤美奈一生存権研究の憲法学者)と、低賃金での生活を余儀なくされている多くの労働者の実情を熟知している実践家 1 名一水谷正人神奈川労連前議長一計 4 名の証人尋問と、9 名の原告本人尋問を申し出るものに対して、 β は証人尋問も原告本人尋問も不要とする。法廷での意見「陳述」や文書による意見陳述よりも、申出当事者による「主尋問」、相手方による「反対尋問」、裁判官による意見陳述よりも、申出当事者による「主尋問」、相手方による「反対尋問」、裁判官による意見陳述よりも、申出当事者による「主尋問」、相手方による「反対尋問」、裁判官による意見陳述よりも、申出当事者による「主尋問」、相手方による「反対尋問」、裁判官による系否の関門を経なければならない。

βが尋問不要として挙げる理由は二つ。第一は、この裁判の最初から被告が主張している門前払い論に拠るもので「本件訴えは訴訟要件を欠き不適法であり、原告ら申出の証拠調べをするまでもなく却下すべき」だということと、地域最賃の「改正決定に係る法の規定が、原告らの主張する「人間らしく働くことによって、健康で文化的な生活を享受する利益」を個々人の個別的利益として保護すべきものものとする趣旨を含むとは到底解されないことから原告適格に関しても」原告本人尋問は不要だということだ。第二は「本案の争点との関係においても原告ら申出の証拠調べは必要ない」との主張である。「証人尋問とは、訴訟当事者間に争いのある事実について、証人が経験した事実を供述させ、その結果である証言を証拠とする証拠調べ手続きである」のに、「本案においては、専ら法9条3項及びこれに基づく厚生労働大臣等の裁量等の解釈が争われている」のだから、証人尋問は不要と言うのである。法解釈は裁判官がやることで、裁判所外の人間がやることではないとのことだろう。

そして、法廷での口頭やりとりはまず裁判長の「証人陳述は必要ない。意見書陳述書提出でよい。」との発言から始まる短いが緊張に満ちたものだった。問題の具体的認識を裁判官に深めて貰うために証人尋問が絶対不可欠と考える原告弁護士田渕さんが、ここで「証人尋問採用せず」との決定を下されたら一大事と「証人採否は、提出する証人の意見陳述書を観てからにしてほしい」と食らいつく。その提案を裁判長は容れて「原告側証人の意見書を提出してほしい」と発言、その提出期限を3月末として次回裁判の日程が4月22日となった。

司法が行政を裁く行政裁判で、行政=国側を敗北させるのは容易なことではない。第4次厚木爆音訴訟で自衛隊機飛行差し止め判決を下して、横浜地裁を去った佐村裁判長に代わってわが神奈川最賃裁判を担当することになった石井裁判長は、11月5日に、10歳で不法入国したコロンビア人(男性21歳)に対する国の強制退去処分を取り消す判決を下す一方で、12月10日には、特定秘密保護法は違憲として施行差し止めと無効確認を求める行政裁判で「訴えは不適法」だとして却下する判決を下している。秘密保護法施行によって「直ちに国民の具体的な権利、義務、法的地位によって影響はない」ので、行政訴訟の要件を欠くとして、国を勝たせた判決だ。この2件の判決だけであえて言えば、行政権力べったりの裁判官でもなく人権熱烈擁護の裁判官でもなく、慎重に目配りして判断するような人かと取りあえずは思う。証人採否決定を三カ月余延ばしたのもその慎重な目配りなのだろう。その間に法廷外の最賃引き上げ世論を昂揚させて、証人何人かは採用させることが必要でもあり可能でもあると私は考えた。

裁判前日の衆院総選挙は、衆院自公 2/3 体制をあと 4 年維持して明文改憲などの安倍晋三の野望を達成するとの賭けで行われ、その結果は自民 4 減、公明 4 増で、辛うじてその賭けに安倍が勝った選挙であった。他方、共産党議席 2.6 倍の躍進は安倍極右政治への待ったをかける力を強めた。今までも何度かこの最賃裁判の傍聴にみえた日本共産党・畑野君枝さんがこの選挙で衆院議員に当選し、今回裁判の傍聴報告集会でも挨拶をされた。全国一律最賃制、最賃金額決定原則からの「支払能力」消去などへの法改正も展望できると私は感じもした。

ところで、今後なお続こうとしている安倍政治の本命は憲法 9 条改悪=戦争国家への改革 推進だが、12/14 選挙で自公 2/3 体制維持更新を可能にしたのは、消費税 8%アップによる GNP ショックなどで破綻を見せながらもなお一部国民の期待をつなぎ止めているアベノミ クスである。だがその本質は、アベノミクスの金融政策財政政策に引き続く「第 3 の矢」と しての産業政策を文書化した「日本再興戦略」(2013 年 6 月、14 年 6 月改訂)が「20 年以 上も続いた経済の停滞」と描く時代の主要部分=小泉規制緩和政治に他ならない。アベノミ クスの司令塔=安倍晋三や甘利明自身が、この小泉政治の要職にあってその推進に尽力して いたのだ。

小泉政治とアベノミクスとの違いがあるとするなら、後者が内需不足による経済停滞の深刻化から、賃上げの必要を唱えるに至ったことであろう。アベノミクスが唱える経済の「好循環」とは<規制緩和等による企業収益改善→賃上げ・雇用拡大→消費拡大→その内需による更なる投資拡大>の三つの環(→)を含むものだが、この第一の環の内実は企業が儲ければおこぼれで賃金があがるというトリクルダウンの虚偽的経済学説なのだ。資本主義企業は、労組(ストを力とする団体交渉)か国家の社会政策によるかの社会的強制なしには賃上げは行わない本質のものだ。三つの環の第一が回れば、第二、第三の環は自ずから回る。政府の強制力の無い賃上げの掛け声だけでは、第一の環は回らない。国民の生活確保改善につながる日本経済成長のために、労組の賃金労使交渉の健闘と、国家の職権による賃上げ一法定最賃引き上げと公務員賃金引き上げ一が改めて期待される所以だ。

神奈川最賃千円裁判傍聴記(十九)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

'15 年 4 月 22 日 10:30~10:38 の 19 回裁判は (10:10 の傍聴抽選締切時に 84 席に対して 88 人希望 私は当りで傍聴できたのだが) やや意外あるいは奇怪な経過を辿った。

事前の予想:4名の証人尋問と原告9名の本人尋問をとの原告側申出を、前回裁判冒頭に不要と述べた石井浩裁判長が、原告側田渕弁護士の<陳述書意見書の内容をみて判断を>との意見で証人採否の決定を3ヶ月余持ちこし今回裁判になったことは前回傍聴記に報告した。今回裁判の1週間前に、いま行われ難くなっている裁判官と弁護士との法廷外での面談が実現、しかしその場で石井裁判長が「証人採用せず」の意見を変えず、人数を絞ってとの原告側弁護士の提案も無視されることがあった。貧困が深刻な問題になっている現代日本で、最賃制を有効な防貧策に改革するために裁判勝利を願う原告側は、そのためには裁判官に具体的真実を掴んでもらう機会となる証人等尋問は不可欠と考え、証人等不採用の訴訟指揮は絶対に許せないと判断した。そこで、証人等不採用の決定には裁判官忌避申し立てで対応する、傍聴席からも抗議の声を一斉に挙げるとの緊張姿勢で裁判に臨むことにした。

実際の経過:開廷すると両陪席が女性裁判官で裁判長が何か石井裁判長とは違う感じの男性。彼が「証人採否については、裁判体も変わったので、慎重に判断する一次回まで決定は持ち越す。しかし原告被告とも最終準備書面の作成を行ってほしい。」と言って次回裁判日程を6月8日に指定したのである。法廷横廊下にある担当裁判官名の掲示を観ると、徳岡治、吉田真紀、石井奈沙の名がある。裁判長が変わった?

報告集会での弁護士の解説では、石井浩裁判官は他の裁判担当も降りており病気かもしれぬが、証人採用せよとの2千通の要請葉書や、この朝の裁判所前の宣伝行動の影響もあって徳岡裁判長が不採用の決定を申し渡す場面にはならなかったのではとのことだ。<証人採用せよ>との世論をより高めるための運動期間があと1カ月あまり与えられたわけだ。その第一弾として、裁判所前発着で日本大通り周辺をデモり、<証人採用せよ>とのシュプレヒコールを挙げた。

ところで9:30~10:00 の裁判所前の宣伝行動で、私は女性の結集に改めて注目した。集まった約50人の大部分が女性であり、原告アピールでマイクを持つのも女性が多数派だ(原告134名中の女性の数も70名で多数派)。現代日本の最賃制の在り方を批判する運動を支えているのが女性だと認識した次第。私は畏友伊藤セツさんの千頁余の大著『クラーラ・ツェトキーン』(御茶の水書房2013年刊)を読了したところなのだが、クラーラの没年1933年までの国際女性労働運動では「同一労働同一賃金」が課題として登場しているが、最賃制は現れていない。戦後60年代に私が藤本武先生(大著『最低賃金制度の研究』日本評論新社1962年刊 新書『最低賃金制』岩波書店67年刊の著者)の「代参」として、神奈川一般労組などで総評の法定一律最賃八千円要求の宣伝的解説を行っていたころ、藤本さんは女権拡大の労働運動の要は賃金闘争、とりわけ本格的な最賃闘争、なのに現実に女性労働運動ではお茶くみ反対などに終始し、女性団体も最賃制闘争に立ちあがることが無いとこぼされていた。しかし、いまの神奈川最賃裁判闘争では、その時代とはかなり違う状況になっているように思う。この風景が全国に広がることを改めて期待する。(4月22日)

神奈川最賃千円裁判傍聴記 (二十)

下山房雄 (かながわ総研元理事長)

15年6月8日の第20回裁判一この日のわれわれ原告側の行動は、11:00~11:10裁判所前宣伝行動(原告からのアピールなど)、11:20~11:30傍聴抽選(84席に対する72名行列で抽選なし)、11:40~11:47裁判傍聴(原告11名、原告側弁護人6名出席など)、報告集会12::00~12:50(田渕、小賀坂両弁護士からの解説、原告8名からの迫真の所感表明など)、デモ13:00~13:15(裁判所一日本大通り一横浜市役所)という展開であった。

昨年6月15回裁判からの石井浩裁判長が、12月18回裁判で、原告側の要求する「証人尋問、原告本人尋問は不要」の判断を示して以来、この裁判の焦点と成り、緊張事態をもたらしていた問題について、今20回裁判で一つの決着をみた。証人尋問原告本人尋問を全く行わないとの訴訟指揮ならば裁判官忌避手続きを行うとの方針で臨んだ4月の19回裁判に石井裁判長が現れず代わって裁判長席に就いた徳岡裁判官が証人等採否は「なお慎重に決定する」との判断で一回先延ばしにした結論は「原告側申請の本人尋問9名各30分は、原告側人選の4名各15分で認める。学者等の証人尋問申請は不採用」との内容であった。言い渡した裁判長は石井浩之。徳岡治前裁判長は今回は右陪席。こういった裁判体の目まぐるしい変化の理由は何? 裁判冒頭に田渕弁護士が理由によっては忌避理由に加えることも考えて質問したが、裁判所は答えずであった。

裁判体の異例の反復交代の過程で、尋問採用ゼロの方針が、原告尋問 4 名採用に方針が変わったわけだ。原告側の運動一証人&原告尋問採用せよとの葉書(神奈川労連経由の 2658 通 他に直送分あり)の提出行動 7 回、うち 4 回は「裁判官は職務を放棄するな」「石井浩裁判長は証人採用を行え」「裁判長は原告の声を聞け」「証人採用拒否ならば裁判官の忌避申し立て」とのタイトルのビラ配布を含む裁判所前の宣伝活動など一が、その変化に大きく関わっているだろう。ともあれ、この変化で裁判官忌避の方針実践は回避された。証人 4 人は全面不採用だが、その意見書 4 通は、既に証拠として採用済みであり、原告最終弁論の準備書面でできるだけそこから引用することで活かしたいと田渕主任弁護士からは解説された。

既に20人近くの原告が各回裁判で陳述を行ってきたが、裁判体が変わってきたこともあり、また法手続き的にいって原告陳述は裁判官の心証形成に関与しえても判決上の証拠としての事実提起には成らないとのことだ。原告本人の生活と労働の実態のより強いアピールが期待される原告本人尋問の次回裁判は8月20日。あと数回で結審一判決という局面になった。被告=国側が初めから一貫して主張、さらにこの5月29日付けで提出された被告「意見書」でも繰り返された「門前払い」の主張(①処分性無し一この議論は私には未だよくわからない立法で決まった一律の行政処分で裁量の余地無しだからという風に理解したのだが被告は立法の解釈における行政の裁量の余地を大きく主張もしており矛盾しているとの私の理解だ②原告適格性無し一裁判の最初の局面で佐村裁判長は時給900円なら100円経済損失を受けており適格性ありと述べた ③最賃時給千円以上にならなくとも重大な経済損失とはならず)は、裁判所のものとはならないだろう。判決が「門前払い」を斥ければ、仮に千円以上にとの訴えは認められずとも、裁判はやれるということで全国的に後続裁判が起こる気運醸成には成るというのが、報告集会での小賀坂弁護団長の解説であった。

神奈川最賃千円裁判傍聴記 (二十一)

下山房雄 (かながわ総研元理事長)

2015 年 8 月 20 日 14:00~15:15、134 人の原告を代表する形で、宣誓して証言をする本人尋問が 4 人の原告により行われた。第 21 回裁判である。

裁判傍聴事前の行動としては、14:00 から、裁判所前で宣伝集会。4 人の原告(この日の証人となる原告とは別の人々)が訴える。13:30~13:40 に傍聴抽選のため行列。84 席に対して97 人待ちで抽選となる。事後の行動は、15:40~16:00 に裁判所周辺デモ。シュプレヒコールでは「戦争法案反対」も叫ぶ。その後一時間ほどの報告集会一北海道、東京、福岡から参加した運動幹部の発言、証人尋問を担当した 4 人の弁護士の発言などがあった。

さて裁判で行われた証人尋問の内容は、これまでほぼ毎回の裁判冒頭で行われた原告一人の陳述が迫真の労働と生活の実態報告であった点で、同じであった。しかし形式は違って、宣誓のうえで弁護士が一問一答方式で原告証言を引き出す。それも 4 人分が一度に為されたわけで、報告集会では「すごい迫力があった」との感想も述べられた。

証人尋問不要と述べてきた被告側の反対尋問は無いのではとの予想もあったが、一人の被告側女性弁護士が証人4人それぞれに反対尋問を行った。しかしその内容は「反対」というより「補充尋問」的なものであった。収入を増やすために転職あるいは就労時間増の努力はしなかったのかと聞く辺りは、裁判官に本人の自助努力不足を印象付けようとの意図からかと解されもするが、原告を追い詰めていく鋭い攻め方ではなかった。

今回証人原告の4人はいずれも30歳台で、内2人は親の援助で、あと2人は生活保護の補足で、低賃金下の窮乏生活を送っている。かっては親を扶養援助した中年世代がいまや親になお扶養される時代になったとの感想が報告集会で述べられもした所以である。また生保で低賃金を補充している二人は、いずれも原告自身が冒頭陳述を行ったかっての裁判期日以降に生保支給を受けるようになったのであるが、「やっと最低限の生活ができるようになった以前に比べるとだいぶ精神的に余裕が持てるようになりました」「(住宅扶助や医療扶助もあり)日常の生活をおくることに関しては、ひとまず問題はありません」と述べている。

このようにひとまずは最低の生活を保障している生保基準であるが、これには問題が二つあると考えた。一つは、低賃金を生保で補充する行政実務は、厚労省が昨年の地域最賃改訂で「乖離は全国で解消した」としている「まやかしの計算式」ではなくて、神奈川労連が裁判で主張してきた公正な方式での生保基準からの賃金不足分の計算に拠っているということ。もう一つは、この傍聴記でも何度か問題にしてきた単身者モデルの限界だ。今回の4人のうち一人は世帯を形成できず、単身ではあるが親のもとで生活しているのだが、他の3人はいずれも家族を形成しており(夫婦+子二人が二組、それと子5人のシングルマザー)単身者賃金前提の最賃ではそもそも最低生活は維持できない。少なくとも単身者モデルと合わせて、子育てを考慮したモデル(例えば夫婦共働きで子供二人の生活費の半分=単身+子一人のモデル)に拠る政策論も必要ではないかと改めて考えた。因みに8月13日付の横浜弁護士会会長声明「最低賃金の大幅な引き上げを求める」では、厚労省の単身者前提での乖離解消議論を、中学生2人を養育している40歳女性のモデルの実例を挙げて「子どもの養育を行っている世帯との関係では、生活保護がきわめて低く算定されている」と批判している。

8月6日、中央最低賃金審議化は2013年度地方最賃の目安を出しました。3年ぶりに2ケタの14円で、これをもとにした地方最低賃金審議会の審議が進み、8月中にほぼ決まりました。 そこでこの解説を労働総研賃金研究部会の金田豊さんにお願いしました。

1つの問題はこのレベルが生活保護基準と「逆転」しているところが11都府県ありますがこの比較基準そのものが成り立たないとする観点から2011年から裁判闘争を進めている神奈川労連のたたかいの意味をもうひとかた神奈川総研の下山房雄先生にご執筆頂きました。「金属労働研究」誌発行は時期的にずれますが、単年度のたたかいではありませんので、来

「金属労働研究」 記発行は時期的にすれますが、単年度のただがいではありませんので、来年にも生きるものですからおふたかたの小論、そのあとに中賃目安決定に至る大きな流れ、8月末最終的に決まった地方ごとの一覧を表示します。

神奈川最賃千円以上裁判でわかったこと

金属労働研究所・会員 下山房雄

アベノミックスの労働政策

7月参院選の結果、自公与党衆参両院絶対多数体制となった。アベノミックスの金融、財政 に続く「第三の矢」つまり産業=労働政策である「成長戦略」発動の中央議会装置が整ったの である。その労働政策の中心は、雇用の規制緩和あるいは撤廃である。

6月14日に閣議決定をした文書「日本再興戦略―Japan is back―」は、「20年以上も続いた経済の低迷は」と、小泉竹中時代の経済政策失敗の事実を認めるかのような文章で叙述を始める。因みにいわゆる「失われた20年」は、1991年3月からの20年であり、当然01年4月~06年9月の小泉内閣の時期を含む。しかし「日本再興戦略」は、その「三つのアクションプラン」「日本産業再興プラン」提示のところで、2008年秋「リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化に対応するために拡大した雇用維持型の政策を改め、個人が円滑に転職等を行い、能力を発揮し、経済成長の担い手として発揮できるよう、能力開発支援を含めた労働移動支援型の政策に大胆に転換する」と述べ、雇用政策については何と小泉竹中時代の新自由主義路線に戻ることを宣言した。これが「日本を取り戻す」??

労働日の夕刻に解雇通知を行い即日職場から追放するという日本 IBM が昨年7月から始めたロックアウト解雇は、1949~50 年のレッドパージ解雇を想起させるやり方である。本誌 122 号の生熊論文「解雇自由の日本社会にしてはならない」が言うように、このやり方は安倍内閣の雇用規制撤廃緩和策と連動している。「読売」は今後の3 年を「黄金の3年」と呼んでいるようだが、今回参院選での共産党躍進の新情勢にも依拠して、安部内閣の新自由主義政策展開の一つ一つを潰し、「黄金の3年」を途中で挫折させて安倍再退場を実現せねばと私は考えている。ところで新自由主義路線の労働政策の中心は、労組団体交渉による協約賃金設定と国家による最低賃金制度とを、自由な労働市場への不当な介入とみて攻撃することであった。新自由主義政治が、70 年代の南米軍事政権の労組弾圧のもとで、シカゴ大学教授ミルトン・フリードマンの弟子たち=シカゴボーイズを経済官僚として実現する形でまず展開された後の80 年代、サッチャーのイギリス、レーガンのアメリカ、中曽根の日本で導入展開された所に、そのことは

象徴的に示されている。サッチャーの炭鉱労組攻撃、レーガンの航空管制官労組攻撃、中曽根の国労攻撃は、これらの先進資本主義諸国における労組の力を徹底的に弱めた。その後やってきた日本の「失われた20年」が、戦後最長73カ月の特徴と、好況なのに賃金下落という明治以来初めての特徴とを帯びた「いざなみ景気」(02年1月~08年2月)を含むことを熟考すべきだ。この「いざなみ景気」は国民経済あるいはGNP停滞のもとで、つまり市場拡大無しの好況だった。何故、好況が可能だったのか。60年代央に民間大企業で支配的になった「会社派」労働組合に拠る日本型所得政策=「労使自治」型賃金凍結政策が75春闘から始まったわけだが、それが遂にコストとしての賃金削減に拠る利潤増で企業好況を実現するまでに発展したのである。増大した利潤は、投資先無しで金融的運用のための内部留保積み増しとなり、国民経済発展には結果していかず「失われた20年」が続いた。ともあれ賃金を奪っての利潤回復であり、その結果としての内部留保積み増しであり、そういう内容での資本家階級「階級権力の回復」(デヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義』)であった。

新自由主義の賃金政策からすれば、労組交渉力解体は「会社派」組合のおかげで十二分に既に実現しているので、残るは最賃制解体だということになる。その線を推し進めようとしかつ挫折したのが、新生極右政党=日本維新の会の昨年末衆院選における「最賃制廃止」公約と、早々のその撤回であった。アベノミックスでは「最賃引き上げ」が、「成長の果実の国民の暮らしへの反映」として「全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環を実現できるよう、今後の経済運営を見据え、最低賃金の引き上げに努める」(「日本再興戦略」)などの形で言われている。因みに、今年度最賃改訂のための中央最賃審議会初会合(7月2日)での厚労大臣冒頭挨拶は「今後物価上昇が想定される中、賃金が増加しなければ、景気は腰折れすると大幅引き上げを要請」と報ぜられている(「毎日」東海林記者)。

賃金については、新自由主義国家が打倒した冷戦体制下の福祉国家(われわれは国家独占資本主義と呼んだ)の基盤=「階級妥協」が日本では為されようとしているのか。それほど我々の最賃制闘争は昂揚してきたのか。だいたい労働市場底辺層の賃上げが問題の最賃引き上げなのに、なぜ「全ての所得層での賃金上昇が求められている」と言うのか。正規労働者を非正規労働者に蹴落とす雇用規制撤廃緩和策=クビキリ自由体制構築を推進しながら、そんなことができるのか。疑惑は胸に次々と湧くが、政治が左翼のみならず右翼(いや日本軍国主義が行った戦争は自衛戦争で理ありとする「靖国派」主導の自民党は極右と言うべきだろう)まで含めて「賃上げ」を言う状況を、好条件として賃金最賃闘争を進めるべしということだろう。

発表ジャーナリズム?

さて、日本の最賃制は、1959年制定の最賃法を、68年に審議会方式=職権方式を主軸にする 最賃法へ改訂し、業者間協定=資本家の賃金カルテルを最賃制とするニセ最賃制から労使対等 を定めた ILO 最賃条約(26号)に適合する制度に改革されたところに始まる、と私は考えてい る。その 68年改訂で、地域包括最賃の全国的設定(71年岐阜・山口から始まり、76年宮城で 完了)、中賃毎年目安設定に拠る各地域最賃間の関連性強化、大企業よりも1%ポイントほど高 率の中小企業賃上げ率という当時の春闘パフォーマンス準拠の引き上げによって、最賃制の改 良効果は 70年代にはかなり高まり、労働市場底辺の賃金を押し上げる機能を持つようになった (下山『現代日本労働問題分析』労働旬報社1983年刊 6章「わが国賃金構造と最賃制の意義」 参照)。

そして、第一次安倍内閣(06年9月~07年9月)で閣議決定(07年3月)、次の福田内閣(~08年9月)下に制定(07年12月)施行(08年7月)が行われた最賃法改訂は、68年改訂に匹敵する改良であった。この改良は、長年の最賃制闘争の成果というよりも、「痛み」ばかりで何の生活改善もない小泉竹中政治への批判が高まりつつあった時代の流れが生んだものと私は理解している。改良の中身は、二セ最賃法(59年法)1条「目的」が「労働条件の改善」を謳いながら、3条「決定原則」で生計費、関連労働者賃金、賃金支払い能力の三つを挙げて、労働条件改善を制限しようとしていることに関わる。けだし、底辺労働市場を改革するのに関連労働者低賃金へ追随したり、支払能力論をかざすのでは、改良は為されないか、貧しいものに停滞せざるを得ないからである。安倍一福田内閣による最賃法改訂はその59年法の悪い理念枠組みは変えなかったが、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に関わる施策との整合性に配慮する」(9条3項)を付け加えた。そのことによって、「憲法第25条に規定する理念に基づく」と定める生活保護法とリンクし、最賃が憲法で守られることになったのである。具体的には、生活保護基準と最賃金額を比較する作業を行うようになり、最賃が生保基準を上回るよう改善する方向を目安で示すことによって、最賃改善のテンポは08年以降やや高まった。

全国市町村を6級区分して月当りの生活費として計算される生活保護基準と、都道府県別に時間あたり賃金で決定されている最賃金額をどう比較するのか。前者の計算方法は、中賃公益委員の「衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較する」(「中央最賃審議会目安に関する小委員会報告平成20年8月4日」)との見解で行われ、08年以降毎年提示されることになった。今年2013年の場合、7月22日の中央最賃目安小委員会で厚労省が報告した計算数値が公表され、メディアが紹介報道した。「最低賃金と生活保護「逆転」11都道府県に拡大」(「東京」22日夕刊)「最賃の「逆転現象」11都道府県に拡大」(「赤旗」23日)と言った具合である。

ところが、この当局計算値が「五つのインチキ」を含むもので比較基準にはならないというのが神奈川労連の年来の主張であり、その主張は3年前に「神奈川最賃を千円以上にせよ」と神奈川労働局長を相手にしての行政訴訟を起こすに至ったものである。表1を参照して頂きたい(この表は「平成25年度中央最賃審議会目安に関する小委員会(第2回)資料No.2生活保護と最低賃金」および神奈川労連・かながわ産業労働調査センター刊「産業労働資料情報139号各地方の生活保護基準と整合する最低賃金金額」に拠って作成)。

表1:生保基準と最賃の比較(国の不当な計算と正当な運動要求に基づく試算)

現行地域	选量 ①	生保基準 (円/時)	生保基準 (円/時)	乖離額(円)	乖離額(円)
	円/時	中賃=厚労省計算②	かながわ総研試算③	4=1-2	⑤=①-③
北海道	719	741	1,274	▲ 22	▲ 555
青森	654	656	1,191	A 2	▲ 537
岩手	65 3	630	1,165	23	▲ 512
宮城	685	694	1,248	4 9	▲ 563
秋田	654	649	1,188	5	▲ 534
山形	654	636	1,165	18	▲ 511
福島	664	619	1,154	4 5	▲ 490
茨城	699	627	1,170	7 2	▲ 471
栃木	705	657	1,209	48	▲ 504
群馬	696	653	1,167	4 3	▲ 471
埼玉	771	777	1,369	A 6	▲ 598
千葉	756	757	1,311	1	▲ 555
東京	850	863	1,436	▲ 13	▲ 586
神奈川	849	865	1,436	▲ 9	▲ 587
新潟	689	669	1,217	20	▲ 528
富山	700	625	1,146	7 5	▲ 446
石川	69 3	658	1,171	3 5	▲ 478
福井	690	621	1,146	6 9	▲ 456
山梨	695	609	1,103	8 6	▲ 408
長野	700	639	1,221	6 1	▲ 521
岐阜	713	651	1,143	6 2	▲ 430
静岡	7 35	694	1,219	4 1	▲ 484
愛知	758	719	1,242	3 9	4 4 8 4
三重	724	629	1,168	9 5	444
滋賀	716	663	1,261	5 3	▲ 545
京都	759	762	1,311	▲3	▲ 552
大阪	800	792	1,303	▲8	▲ 503
兵庫	749	75 3	1,313	4	▲ 564
奈良	699	665	1,248	3 4	▲ 549
和歌山	690	640	1,162	5 0	▲ 472
鳥取	653	630	1,179	2 3	▲ 526
島根	652	603	1,179	4 9	▲ 5 2 7
岡山	691	676	1,220	1 5	▲ 529
広島	719	730	1,278	▲ 11	▲ 559
山口	690	624	1,120	6 6	▲ 430
徳島	654	596	1,102	5 8	▲ 448
香川	674	629	1,228	4 5	▲ 554

愛媛	654	637	1,137	1 7	▲ 483
高知	652	625	1,137	2 7	▲ 485
福岡	701	682	1,253	1 9	▲ 552
佐賀	65 3	601	1,115	5 2	▲ 462
長崎	65 3	622	1,112	3 1	▲ 459
熊本	653	619	1,123	3 4	▲ 470
大分	65 3	619	1,120	3 4	▲ 467
宮崎	653	613	1,104	4 0	▲ 451
鹿児島	654	610	1,128	4 4	▲ 474
沖縄	653	639	1,135	1 4	▲ 482

この表の乖離額④によれば、既に36 県が生保基準をクレアしており、残る11 都府県もこの8月からの生保切下げ(最大10% 平均6%余)でこの秋以降の改訂を待たずに基準クレアしてしまう可能性大だ。しかし乖離額⑤によれば、最大神奈川県の587円、最小山梨県の408円、この両者の間の額で、全都道府県が「逆転」しているのである。吸血鬼的行政改革や構造改革=規制緩和ヨイショ従って「アベノミックス」ヨイショの経済関連論説を除けばかなり批判的進歩的な「東京」や、批判的進歩的ジャーナリズム元祖の「赤旗」までもが、最賃生保「逆転」については全く発表ジャーナリズム風報道なのは頂けない。

8月6日の中央最賃審議会目安小委員会の最賃引き上げ額「目安」提示は、「東京」(6日夕刊): 「最低賃金目安 14 円増 デフレ脱却を目指す安倍政権が賃金底上げに意欲的なことが影響十都府県で逆転が解消する見通し」、「赤旗」(7日): 一面記事「最賃増額目安 14 円 上積み求めたたかいはじまる 逆転現象は厚労省資料でも 11 都道府県で起こっており、その解消も課題でした。今回 10 都府県で解消」五面論評「14 円 貧困・不況脱却の期待裏切る 2020 年までに平均 1000 円という目標に、経団連も連合も 2010 年に合意ずみです。合意を実現するためには、今年、平均 36 円以上の引き上げが必要」・・・といった具合に報道された。「赤旗」が批判色を強め、助詞「も」を使って乖離計算資料が別にもあることを暗示してはいる。しかし、神奈川最賃裁判この 3 年の間に「当局発表」計算方法のゴマカシがかなり PR されたと思っていたが未だ未だ足りないと反省する。以下に当局発表の生保基準がどんなにインチキであるかを記す次第である。

当局発表の「五つのインチキ」

まず神奈川最賃裁判で具体的計算方法が争われている 2011 年改訂時の数字を示す (次ページ)。

乖離金額が量的にも最大で、不合理さが質的にも決定的なのは、当局計算では生保「勤労控除」が全く無視されていることだ。勤労しながらその収入が生保基準の生活ができないほど低いのかどうかをチェックするのに「勤労控除」をカウントしないのは全く不当だ。生保制度上、勤労に必要な個々の経費を収入から控除のうえ生保基準と比べて保護発動可否を決めるようになったのは、1959年からである。その後「勤労控除」は、働いた場合に却って消費生活水準が

月当りの生保基準を時間当りに換算するために使う月当り労働時間については、被告=国側は実態平均値155 時/月(毎月勤労統計)を採らずに労基法法定労働時間の上限値173.8を採る。原告=神奈川労連側は年間1800 時間÷12=150 時/月を採る。いわば要求基準からの下限値である。公租公課については、その比率が最も低い沖縄県の値を国は採った。いわば実態下限値だ。神奈川労連は、各県の値を、神奈川については神奈川の値を採ることを主張している。

神奈川最賃裁判闘争

さて、神奈川労働局長を相手に神奈川最賃千円以上にせよと要求する裁判は、2011 年 9 月 16 日を第一回とし、今年 6 月 26 日が第 10 回裁判という形で進行している。初めは、原告百名、応援団のサポーター千名と目標に掲げながら、原告 50 名、サポーター300 名であった。現在は原告が百名を越え、サポーターも千名(うち 15 名余は私が市民的ネットワークで呼びかけ加わった方)を越えている。闘争が維持され広がっているのである。私はサポーターとして、毎回傍聴にでかけ、ほぼ 84 名の抽選枠に外れた 2 回を除く 8 回の裁判傍聴を行った。

裁判は毎回、1-2名の原告が労働と生活の厳しい実態を踏まえ最賃千円以上を要求する陳述を行ない、原告被告両側の弁護士が提出する準備書面等についての手続上の多少のやりとりが行われる。原告側の書類は裁判で口述あるいは略述されるが、被告側は書類の内容を口頭で述べることはない。裁判所が行政を負かすことはないとの自信から来る慣習のようだ。訴訟上の主張は専ら書類上で討論されているというわけで、応援団としてはその頭脳への消化が結構たいへん。でも勉強になる。

国側の主張の特徴の第一は、最賃決定という行政行為について、法素人認識からすると矛盾する二つの性質を挙げて、原告に理は無いとするものだ。裁判の初めには、最賃決定は立法で決まった通りにやる定型的行為で裁判の対象にはならずと言って、門前払いを裁判所に要求した。それが裁判所に容れられないとなった以降は、大幅な裁量権を行政は持っており「最賃が生保基準を下回らないよう配慮せねばならぬとは書かれているが、最賃金額が生保受給額を下回らぬようにすべきと法定されているわけではない」「比較技法の当・不当の問題が生じることはあっても、違法の問題は生じない」との勝手な主張。この構えからして、当然に計算方法の正当性を積極的に主張はせず、もっぱら中賃公益委員の見解を紹介するのみなのだ。そしてその公益見解は上述したように、勤労控除、住宅扶助、生活扶助、労働時間、公租公課の5点いずれも、中賃内の議論で労働側意見を斥け、使用者側意見を容れての見解で、内容において不統一(平均値、限界値を都合のいいように混用)かつ不公正、形式において非中立の見解だ。甚だしく不当で、違法でない筈がない。

最後に、本稿読者がこの裁判原告へのサポーターになって頂くことをお願いしたい。ネットをやる方は、神奈川労連公式サイトから「最低賃金裁判ニュース」→「サポーター募集中」へ、やらぬ人は労連に**☎**(045-212-5855) を!! (2013 年 8 月 10 日)

(編者注記一下山先生は横浜国立大学教授から九州大学教授へ、その後、山口県下関大学の学長を経て横浜に戻り、現在は労働総研会員、神奈川総研でご活躍中です)